

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

決算特別委員会会議録（4） （15.3定）			
日 時	平成15年10月 8日（木）	開 議	午後 1時00分
		散 会	午後 5時25分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	前田委員長、佐々木（勝）副委員長、大橋・森井・菊地・吹田・成田・佐々木（茂）・新谷・見楚谷・高橋・斉藤（陽）各委員		
説 明 員	水道局長、財政・市民・福祉・環境・土木・建築都市各部長、小樽病院事務局長、保健所長 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: right;">書 記 記録担当</p>			

～ 会議の概要～

委員長

ただいまより、委員会を開きます。

本日の会議録署名員に、森井委員、高橋委員をご指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。

山田委員が見楚谷委員に、上野委員が大橋委員に、大畠委員が森井委員に、小前委員が佐々木茂委員に、佐藤委員が高橋委員に、それぞれ交代しております。

継続審査案件を一括議題といたします。

これより、厚生・建設両常任委員会所管事項に関する質疑に入ります。

なお、本日の順序は、公明党、民主党・市民連合、共産党、自民党、市民クラブ、れいめいの会の順といたします。

それでは、公明党。

高橋委員

居宅介護住宅改修費と居宅支援住宅改修費について

初めに、介護保険についてお尋ねします。

決算説明書258、259ページにあります居宅介護住宅改修費、それから居宅支援住宅改修費、それぞれについて事業内容の説明をお願いします。

（福祉）高齢社会対策室介護保険課長

住宅改修費につきましては、要介護者の部分が介護住宅改修費になっていまして、要支援の方につきましては、支援住宅改修費になっていると、そのような区分でございます。

それから、事業の内容につきましては、在宅の要介護者又は要支援者が、手すり等の取付け又は段差の解消といった一定の条件があるのですが、住宅改修を行った場合に、実際に居住している住宅について行った場合なのですが、住宅改修費、これらが償還払いで支給される、このような制度でございます。

高橋委員

それで、ここに支出金額がそれぞれあるわけですが、主な内容別でいいのですが、支給件数をお願いします。

（福祉）高齢社会対策室介護保険課長

居宅介護住宅改修費につきましては、総数で551件、決算額につきましては記載のとおり3,819万7,000円ほどになってございます。この内訳につきましては、やはり手すりの取付けが一番多くて378件で2,573万円ほど、67パーセントほどになってございます。そのほかに、段差の解消、これが94件で606万円、15.9パーセントほど。以下、滑りの防止ですとか、引き戸の取替え、このような形が居宅介護住宅改修になっております。居宅支援住宅改修費につきましては、総数が97件のうち同じく手すりの取付けが1番多くて61件、そして金額としましては434万6,000円ほど、そして率にしますと59パーセントほどになっております。そのほか、同じように段差の解消、これが14件で98万9,000円ほど、以下、同じような滑りの防止等若干の工事がございます。

高橋委員

それで、13年度と比較して、どういう傾向にあるのか、どういうふうにとらえられているのか、お願いします。

（福祉）高齢社会対策室介護保険課長

住宅改修費につきましては、介護保険制度が12年4月からスタートしておりまして、制度が市民の皆さんに知られてきたと、そのような中で年々利用者の数だとか、これらの件数も増えてきております。当然、13年度につつま

しては、総数が405件というような形で14年度が487件になってございますので、こういうふうになん年々増えてきているような状況でございます。

高橋委員

これにつきまして、申請から実施まで、簡単でけっこうですから、流れについて説明をお願いします。

（福祉）高齢社会対策室介護保険課長

住宅改修費の支給、これは先ほども言いましたように、一度、被保険者が10割分を払っていただいて、後ほど市に申請を出していただいて9割分をお返しすると、このような償還払いになってございます。それで、手続きにつきましては、支給申請書、これを市町村の窓口へ提出していただきますが、その中で工事の箇所だとか、住宅の施工者の氏名だとか、名称又はかかった費用、そのようなものも必要になりますので、かかった費用につきましては、領収書を添付していただいています。そのほかに、住宅改修につきましては、それぞれ介護認定されますと、ある程度サービスを利用する時点ではケアマネジャーがつくような形になっておりますので、ケアマネジャーとその利用者が相談いたしまして、どのような工事がいいのか、そういうふうな形の部分の理由書を添付していただいて、市の窓口の方に提出していただくと。そして、先ほども言いましたように、9割分を後ほど市の方から本人の口座に振り込みをしている。このような状態でございます。

高橋委員

施工業者については特に指定がありますか。

（福祉）高齢社会対策室介護保険課長

施工業者につきましては、特に指定はございません。

高橋委員

それで、実際にかかった費用のチェックですとか、それから非常に多い手すりについても、個人差があると、背の高い方もいれば低い方もいると。その手すりの業者との打合せだとか、それから参考意見を聞いたり、相談したり、そういう内容についてはどのようになっていますか。

（福祉）高齢社会対策室介護保険課長

まず、住宅改修の場合、先ほども言いましたケアマネジャーが、それぞれケアプランをつくって、要介護認定でサービスを使うという形であれば、例えば自宅なりでどのような工事をしたいか、そういうような部分については、ケアマネジャーに相談するケースがほとんどだと思います。それで、ケアマネジャーの方で、どういうふうな場所に、どういうふうな部分のものが適しているかというような部分を利用者と相談しまして、それが介護保険サービスの対象になるかどうか、自分でも判断できないときには、当然市の方に相談が来ます。そのような形で、市で判断できなければ、北海道の方に問い合わせをしていると。理由書をつけていただいた中で、そこら辺の部分の判断をしていって、あとは施工の申請書を出した際には、見積書と領収書、両方ついておりますので、介護保険の対象になる事業かどうか、判断させていただいております。

高橋委員

特に見積書等の金額の妥当性といいますか、金額のチェックなんかというのは、どのようにされておりますか。

（福祉）高齢社会対策室介護保険課長

私どもは専門家ではないもので、その見積書なり、その工事内容を確認して、わからなければケアマネジャーの方に確認すると。そのような中で判断しております。先ほども言いましたように、専門的知識がないもので、なかなかそこら辺の厳密な部分がどうのこうのと言われるとあれですが、見積書と領収書がついておりますので、その中で判断させていただいております。

高橋委員

それと、要望として上がってきているわけですが、限度額の拡大ということで、今、20万円というお話が

ありましたけれども、これについては検討してほしいという要望があるわけですが、これはいかがでしょうか。

（福祉）高齢社会対策室介護保険課長

住宅改修につきましては、在宅生活を継続するためには重要なサービスであるという認識でございます。それで、先ほどもお答えしましたように、市民の間にも制度が知られてきてまして、年々利用が増えてきておると、このような状況でございます。

ただ、住宅改修費の上乗せ、現在20万円ですので、その9割の18万円まで最高として保険で出ているのですが、通常のサービスですと、法定の国の負担とか、都道府県の負担、市町村の負担等があるのですが、この上乗せの部分につきましては、原則として第1号被保険者の保険料のみによらざるをえないと、そのような状況の中でございますので、当然そういうふうな上乗せになった部分が保険料の上昇となってかかってきます。そういうふうな状況の中で、高齢者に経済的負担を与えますので、現時点で本市の保険料の水準等を考えますと、なかなかそこら辺の部分は難しいのかなと、そのように考えてございます。

高橋委員

わかりました。要望として、ぜひこれからも検討していただければありがたいというふうに思います。

建設リサイクル法について

次に、建設リサイクル法に関連して何点かお聞きをします。

去年の5月からスタートしたわけですけれども、産廃の最終処分場、これについていろいろ影響が出てきているのかなというふうに思われます。それで、平成13年度と平成14年度のがれき、建設木くず、土砂についてそれぞれの量をお願いします。

（環境）管理課長

産業廃棄物最終処分場の埋立実績の関係でございますけれども、がれき類、平成13年度でございますが、2万3,089トン、平成14年度は2万1,689トン、1,400トン落ちてございます。建設木くずにつきましては、平成13年度が2万2,166トン、平成14年度が1万6,232トンで、5,934トン落ちてございます。あと、土砂の関係でございますけれども、残土処分地の土砂も含めまして、平成13年度は8万4,906トン、平成14年度は4万8,373トンで、3万6,533トン落ちてございます。

高橋委員

それで、この土砂の量がかなり急激に減っているのですけれども、この理由はどのような内容でしょうか。

（環境）管理課長

土砂の部分でございますが、公共事業等で工事関連がなければ、言うなれば排出といいますが、受入れ量が極端に落ちるということになってございまして、そういう経済活動の関係で落ちたのかなというところでございます。

高橋委員

それで、今、がれき類のお話をいただきました。1,400トンマイナスと。これは、リサイクルにこのまま回るというふうに考えてよろしいのでしょうか。

（環境）廃棄物対策課長

建設リサイクル法に伴うリサイクルに回ったかというお尋ねですけれども、今、申し上げた数字は、あくまでも埋立処分場で埋め立てた量です。あと、残りの部分については、リサイクルに回っているかと考えております。あと、がれき類については、従前からリサイクルが進んでおりまして、そんなに落ちていないのですけれども、相当リサイクルに回っている状況にあります。

高橋委員

同様の質問ですけれども、建設木くず5,934トン減ったということですが、これも同様に、これだけの量がリサイクルされたというふうに考えてよろしいですか。

(環境) 廃棄物対策課長

建設木くずの関係のリサイクルについてでありますけれども、単純に計算いたしますと5,934トン、少なくともリサイクルには回ったかと思えます。

高橋委員

それで、木くずですけれども、市内で処理されている量、それから市外で処理されている量があると思うのですが、すべて全部小樽市内で処理されているというふうには思っていないのですけれども、この内訳はわかりますか。

(環境) 廃棄物対策課長

木くずの処理の関係の市内、市外の処理の量については、現在、把握しておりませんので、後ほど調査してお知らせしたいと考えております。

高橋委員

それで、資料によりますと、建設木くずに関しては、10年間見てもかなりばらつきがあるのですが、これはどういう理由でしょうか。

(環境) 五十嵐主幹

ばらつきといいますのは、その時々を経済活動といいますか、建築の状況によりまして、いわゆる事業系の一般廃棄物などのように平均したような形で数字は推移していないところもございます。

高橋委員

例えば、平成10年度3,911トン、平成14年度、今、言われましたように1万6,232トン、5倍近くですよ。それは、それだけの理由とは思えないのですけれども、これはどうしてだと思えますか。

(環境) 五十嵐主幹

また、繰り返しになってしまうのですが、土砂の搬出量も含めて、いわゆる解体とか、そういうものは、その年度によってかなりばらつきがありまして、大きな工事があればどっと出ますし、そのような状況で入ってきているものと思われまます。

高橋委員

それで、その産廃の最終処分場ですけれども、いつからスタートしたのか、それからいくら建設費がかかったのか、それから埋立終了年度はいつなのか、これをお願いします。

(環境) 五十嵐主幹

施設は昭和59年度から供用を開始しております。14年度末で19年やっております。それで、埋立可能量は約620万立方メートルほどでございます。それで、14年度末で460万立方メートルほど埋まっております。あと150万ほど残っておりまして、ここ一、二年の搬入状況を見ますと、およそなのですが、20年はもつだろうというふうに考えております。

(環境) 管理課長

産業廃棄物最終処分場の建設費の関係でございますが、たいへん申しわけございません。手元に資料がないものですから、後ほどお伝えしたいと存じます。

高橋委員

それで、昭和59年に完成したときに、計画していた年度というのはいつごろですか。

(環境) 五十嵐主幹

59年につくったときには、容積を約360万立方メートルということで計画しまして、ところが三、四年埋めたときに、再度容積をはかりましたら、ちょっと沈んだり、分解したりで減ったものですから、420万ほどに変更になりました。そして、その後、ちょっと拡張しました。

環境部長

私の方からお答えいたしますけれども、昭和59年当時は15年間の埋立ができるものということで計算していました。この360万立方メートルにつきましても、その当時の建設廃棄物などの量の関係の中で決めた。ただ、今、主幹が言いましたように、その後は経済動向とかで、他市に比べれば相当建設事業が増えた時期があり、それに合わせて、この施設の二次拡張をしたというようなことで、今後についても、今のこの排出状況が続けば、恐らく約20年以上について、供用が続けられるというふうに思います。

高橋委員

当初より相当延命できるということですね。わかりました。

それで、解体契約についてなのですが、一般の工事のときに昨年度の施行日以前の契約日であれば、今、解体してもいいのだというようなことを、一部言う方がいらっしゃるようですけれども、その点についてはいかがですか。

(環境)廃棄物対策課長

建設リサイクル法が施行されましたのが、平成14年5月です。その施行日以前に契約したのものについては、従前どおり、解体できるということになっておりまして、今現在、報告を受けている中でも、数件施行日前の契約ということで、一応私どもの方では把握しております。

高橋委員

そうすると、来年でもそういうことになりますか。

(環境)廃棄物対策課長

施行日前の契約の関係についてでありますけれども、一応事前に調査をしております、その辺はまた、さらに詳しく調査を進めていきたいというふうに考えております。

高橋委員

それでは、ぜひ工夫をして、不公平にならないようにお願いします。

それで、このリサイクル法にかかわってパトロールをされているわけですが、これについて昨年度の施行日から9月いっぱいまでの経過をお願いします。

(建都)建築指導課長

平成14年5月から施行になったわけでございますけれども、パトロールにつきましては、1年間、正直言って、定期的にはやっておりませんでした。約1年過ぎまして、平成15年度になりましてからは、指導課、また環境部と、おのおの不定期で、今、やっているわけございまして、それで年に2回、6月、10月に1週間ほどパトロールを実施しているという状況でございます。

高橋委員

それで、本年、一部の業者ですけれども、不適切な処理をしていたというふうに聞いたことがありますけれども、その辺の経緯についてはどうですか。

(建都)建築指導課長

建設リサイクル法に抵触するというような違反かと思えますけれども、実際、我々としまして、通報をいただいた事例もございます。その内容でございますけれども、分別の解体の実施の徹底、それにやや欠けていたかなということと、それから軽微なこととしましては、標識の設置、それらがなされていなかったとか、今、申し上げた不適切な解体につきましても、現場に赴いて実態を調査して、それから代表者を呼んで事情の聴取をして判断をし、口頭によって注意を促したり、それから文書により助言、勧告の指導をしていっているという状況でございます。

高橋委員

悪質なものについては、公表してもいいのではないかと、そういうことも検討すべきだというふうに思いますが、これはいかがですか。

(建都)建築指導課長

14年、それから15年というふうに、今、2か年にわたって実施されているところですがけれども、今のところ、私も重大な極端な違反というのは、まだ見てはおりませんが、そういった問題が発生した場合は、厳重なりサイクル法に基づいた命令処分というのもございますので、それらの内容を把握した中でじゅうぶん検討した上で、そういった本命令をかけるかどうか、そしてこの後には告発というのもございますけれども、内容によってじゅうぶん検討させていただきたいというふうには考えております。

高橋委員

じゅうぶんに検討をお願いしたいと思います。

最後に、この建設リサイクル法の啓発と周知、もう一度これ業界にした方がいいのではないかとこのように私は思うのですが、その辺はいかがですか。

(環境) 廃棄物対策課長

周知の関係についてであります。従前にも何度かいたしました。さらに、今後、広報おたるでありますとか、これから開催されるいろいろな会議があります。いろいろ会議などの中で、建設業者にこのような周知をしていきたいと考えております。

斉藤(陽)委員

電柱などの張り紙について

まず、電柱などへの見苦しい張り紙について、伺いたいと思います。

北電あるいはNTTの電柱などで、恐らく違法と考えられるような貸金業者の張り紙あるいは不動産の物件案内みたいな、そういう不動産業者の張り紙、そういったものが近ごろ非常にまちで目につくようになっております。こういった張り紙の実態については、市としては把握されていらっしゃいますか。

(建都) 都市環境デザイン課長

電柱の違反広告物の実態調査の件についてですが、例年2回程度の実施を行っております。今年度も6月5日と8月22日に実態調査をしております。6月5日につきましては、市道浅草線から梅ヶ枝におりまして、本通線、それから於古荒川通線を上りまして中央小公園までの約1.2キロの区間、また、8月22日には国道5号の花園十字街から小樽駅前まで、それと中央通の駅から臨港線までの約1.4キロの区間を実態調査しております。

斉藤(陽)委員

範囲が非常に全市にわたっていて、今、実態調査されたという部分では、とても全体を把握するということが難しいと思いますけれども、こういった張り紙が違法なものか、あるいはきちんと許可を得て張られているのかということは、どのように判別をすればよいのですか。もし違法だとすれば、その違法という根拠はどこにあるのかということをお示しをいただきたいと思います。

(建都) 都市環境デザイン課長

一般的に電柱に張る際は、道路法第32条の占有許可を受けます。こういったものはだいたい金属のがちっとしたもので見た目で見分けるのですが、普通、違反広告物と言われるものは、紙で張り付いた非常に簡易なもので、見た目でも判断できるかと思っております。違反の根拠法令でございますが、北海道屋外広告物条例第2条第3項の規定で、電柱等の張り紙等につきましては禁止ということで明記されてございます。

斉藤(陽)委員

それで、この違法だとわかったものについて、その時点で個人的にわかった人が、かってにどんどんはがしているのか。あるいはきちんとはがすには届けとか許可、そういうはがすための手続のようなものが必要かどうかという点についてはどうでしょうか。

(建都) 都市環境デザイン課長

除却につきましては、取扱いで定まっておりますが、市長が命じた職員などが実施することとなっております。そういうことから申しまして、個人がかってにはがすことはできないということになっております。

斉藤(陽)委員

それで、まずは、張ること自体についての規制といいますか、張らせないという、そういう方向性と、それから張られてしまった後の取締りというのですか、この2点についてどのような対策をとっていらっしゃいますか。

(建都)都市環境デザイン課長

規制につきましては、北海道屋外広告物条例により禁止物件等が定められております。市は、そのうちの除却部分について担当しております。取締りにつきましては、実態調査で確認したものを標示者に通知いたしまして、除却の指導を行っているということでございます。

斉藤(陽)委員

除却の指導をされているということなのですが、それは張った業者に指導をするという意味ですか。

(建都)都市環境デザイン課長

はい、そうです。すべて写真等で撮って、それを一覧表にしまして、それらの標示者に対して通知をしております。

斉藤(陽)委員

そういうことだとしますと、はがすことは市長が命じた職員でなければできないけれども、その写真等を撮って市に通報をするというようなことは、特別、市長の命じた職員でなくてもできるわけですか。

(建都)都市環境デザイン課長

そういったはがすこと以外の行為については、問題ないと思います。

斉藤(陽)委員

張り紙自体を防止するためには、張ってもすぐはがされてしまうということ、あるいは張ること自体がいろいろな市民の方の目があって張れなくなるというのが一番いいと思うのですけれども、そのためにはもし張った場合に、すぐ見た市民が写真とかを撮って、あるいは電話番号とかを調べて市役所の方に通報されるのだということが徹底すれば、相当減るのではないかというふうに思うのですが、そういった部分の周知といいますか、市民の方への啓発みたいな、そういったことはされないのでしょうか。

(建都)都市環境デザイン課長

具体的なものについては、毎年2回、クリーンパトロールという、そういった北海道が行う行事なのですが、そういったもので美化、清掃に関する周知徹底を図って、そういった張り紙等の行為に対して、何とかやめていただきたいということでの啓発活動はしてございます。

斉藤(陽)委員

できれば、町内会あるいは市民団体のようなところで取り組んで、そういう張り紙をさせないというような活動が必要ではないかというふうに思います。

それでは、あと二、三お伺いしたいと思います。

大気測定機器維持管理等委託事業、公害機器整備事業について

環境部の方に伺いたいののですが、決算説明書の135ページに、大気測定機器維持管理等委託事業費というのが244万8,500円、それから公害機器整備事業費307万円何がしというのが計上されておりますけれども、この事業の目的、内容、効果、また委託先等についてお知らせください。

(環境)環境課長

大気測定機器維持管理等委託業務、それから公害機器整備事業費の関係でございますけれども、大気測定に関しましては、14年度市内に一般大気と排ガスの測定器が5か所ございまして、その中にたくさん自動機器があります。

それを適正に維持・管理するということで、信頼のできるデータをとらなければなりませんので、故障の未然防止も含めまして、委託業務ということで民間に出しております。委託先は、道央エンジニアリングというところに出しております。業務の中身は、機器の維持管理とか、その点検、管理業務やそれから二酸化窒素の簡易の測定、ここは測定局以外にありまして、11か所のその設定、取付け等、それから駅前の排ガス測定局の補足データとして、駅前で交通量測定をやっておりまして、それを月1回、そういう業務が主な業務になっております。

それから、公害機器の整備事業でございますけれども、これは公害に関する物質等いろいろあります。その調査、それから測定するに当たりまして、やはり調査データの信頼性を確保しなければならないということで、耐用年数を過ぎた機器について調べまして、それを更新しているというような状況です。14年度につきましては、銭函測定局の粉じん自動測定記録計、それから普通騒音計を更新したところでございます。これは効果というか、成果データの精度を高めるというか、信頼性を確保するために必要な業務というふうに思っております。

斉藤（陽）委員

この業務、このほかに環境課関係で大気汚染調査あるいは有害大気汚染物質対策事業というのが記載されているのですけれども、これとのかかわりはどうなのでしょう。

（環境）環境課長

大気汚染調査、それから有害大気汚染物質対策調査ということですが、大気汚染についてはご存じだと思いますけれども、主に工場、事業所などから発生する固定発生源、それから自動車の移動発生源ということで二酸化窒素とかという物質が排出されている。人の健康を保護し、生活環境を保全するという上から、大気汚染防止法に基づき測定・監視するというので、常時監視ということをしなければならないというふうになっております。大気汚染の調査ということでありますので、それはさっき言った公害の機器と同じように自動記録計とかを整備する。それに必要な電気代とか、それから環境課の中にパソコンですけれども、リアルタイムに調査データが入るシステムがあります。その借上げ代、それから既存のものが壊れた場合の修繕費と、そういうものが主な内容になっております。

それから、有害大気汚染物質の方ですが、これも同じく大気汚染防止法で規定されておりますけれども、これは法制で義務づけられたものではございません。有害大気汚染物質というのは、継続的に人が摂取した場合に、健康を損なうおそれがある物質ということで、25物質ほど指定されております。その中で、14年度につきましては、13年に管内でベンゼンの値が高い地域が出たものですから、小樽市としても、小樽市の数値は非常に低いものでございますけれども、それとあわせて、14年度にベンゼンの濃度分析の業務を委託したと。それに必要な機器の賃貸借料、それとあわせて有害大気汚染物質対策事業費という格好になります。

先ほどのかかわりでございますけれども、基本的には大気関係ということで把握するのであれば、たいへん深いつながりがございますけれども、事業種ごとのかかわりということであれば、有害大気につきましては、大気汚染の調査値の中には入りませんので、かかわりが無いのかなというふうに思っております。

斉藤（陽）委員

ということは、先ほどの機器整備事業で整備された機器あるいは維持・管理されている機器が、この大気汚染調査や、有害大気汚染物質対策に使われるということではないということですね。

（環境）環境課長

大気汚染調査の中に、先ほどの公害機器整備事業が入ります。それから、大気汚染機器維持管理委託業務も入ります。ただ、有害物質、有害大気汚染物質の対策には、これは機器も調査も民間に委託します。別の先に委託します。そして、それを測定する調査する機械を借ります。だから、小樽市で持っている機械でございませぬので、事業ごとに見れば、有害大気だけは大気汚染調査とはかかわりがないということでございます。大気汚染ということとは同じですが、事業種ごとにいうと、大気汚染調査費で使っている機器と有害物質対策の機器は違うもの

ですから、有害大気のは民間から、その都度、その調査項目があったときに、借りて調査をするという方式をとっております。

斉藤（陽）委員

有害大気の方は違うものだけでも、大気測定機器維持管理等委託事業費の中で維持・管理された機器が大気汚染調査には使われているという意味ですか。

（環境）環境課長

そのとおりでございます。

斉藤（陽）委員

それで、具体的に、この整備された機器あるいは公害機器整備事業で整備されたいろいろな機器がどう使われて、その結果わかった資料といますか、調査結果といますか、そういったものがどういうふうに市民周知されているのかと、活用されているかという部分を伺いたい。

（環境）環境課長

市民周知、それからどのような徹底がされているかということだと思えますけれども、先ほど説明しました大気汚染調査については、市内に16か所ほど測定局がありますので、そちらの方で、この機器であれば更新したのが錢函測定局、そういうことで窒素酸化物とか二酸化炭素とかという大気汚染物質をはかって、自動的に環境課に報告されているというような調査内容になっています。この数値については、毎年1回ですけれども、公害対策審議会というものを開いております。その中で、報告をして審議してもらい、その後、市民周知というか、インターネットで小樽市のホームページ上に調査内容のデータを全部公開しておりますので、そちらの方で活用できることになります。

斉藤（陽）委員

相当高額な測定機器等だと思うのです。そういう維持・管理等にも相当お金がかかっているということで、こういう今、非常に大変な財政事情の中で、必要な大事な事業だということはわかりますけれども、できるだけ経費を圧縮するといえますか、そういう圧縮の努力はできないのかと。節約するところは一生懸命節約するというか、そういった方向性の考え方というのはありませんでしょうか。

（環境）環境課長

事業費の圧縮ですけれども、たいへん環境課としては努力はしております。基本的には、そういう機器類は精密なデータ、本当のマイクログラム/m³とか、そういうすごく小さな単位の測定になりますので、たいへん精密な機械で高額になります。ただ、耐用年数を過ぎたからといって、即新しい機械に取り替えるということはしておりません。その機器の管理評価によっていろいろ計画的に取り組んでおります。

それから、先ほど申しました大気の機器の管理業務につきましては、14年度は民間に委託しましたが、15年度については、職員で管理業務に当たる、そういう経費の削減をしております。それから、あとは大気測定局とか、それから大気汚染物質の項目を毎年環境状況に合わせていろいろ項目を検討して、経費の圧縮を含めた中で適正な配置をしていくようなことも毎年検討しながら進めているということで、経費は相当圧縮してきております。

斉藤（陽）委員

次、質問変えまして、まとめて簡単に伺います。

保健委員連合協議会について

決算説明書の同じく138ページの方に保健医療総務費というところで、保健委員連合協議会交付金500万円というのがございます。この目的、内容と、それから保健委員の人数等を説明してください。

（保健所）総務課長

保健委員連合協議会に対します交付金でございますけれども、まず目的につきましては、本市におけます公衆衛

生の普及・向上を図り、健康で文化的な市民生活の実現に寄与することを目的に結成されました協議会に対する交付金ということでございます。

具体的な内容といいますが、事業でございますけれども、五つほどございまして、公衆衛生思想の普及及び推進、それから生活環境浄化及び美化一斉運動の推進、３番目に健康づくり実践運動の推進と小樽市健康推進員の支援、４番目に公衆衛生活動の功労者及び優秀団体の表彰、５番目に災害時における公衆衛生の指導及び支援、その他ということでございます。それから、保健委員の数のご質問がございましたけれども、14年度決算で1,019名でございます。それから、そのほかに健康推進員というのが保健委員の中から223名選ばれております。これらは、いずれも小樽市総連合町会に加入しております各町会からご推薦をいただいております。

斉藤（陽）委員

交付金の額についての算出は、どのようにされていますか。

（保健所）総務課長

交付金につきましてですけれども、大きな項目といたしまして、地区交付金、これは先ほど申しました1,019名の保健委員に対して1人当たり500円、それから健康推進員223名に対しまして1人当たり5,000円ということで、地区に対して交付しております。交付の方法につきましては、各連合町会ごとに振り込みをいたしております、個人に対して500円を差し上げるということではなくて、保健委員1名に対してその活動費の積算基礎として1名につき500円あるいは健康推進員であれば5,000円ということでございます。そのほか、支出科目としまして負担金がございますが、これは北海道衛生団体連合会についての負担金等でございます。そのほか報償費につきましては、連合協議会の中での表彰式等でございます。あと、旅費がございますけれども、これは公衆衛生大会というのが、この衛団連の関係でございます。その旅費あるいはそのほかいわゆる事務費的な部分、需用費、通信費、手数料等でございます。

斉藤（陽）委員

一部町会等の現場で、こういう交付金がまとめて、それでプールされて、本来の目的とは別のような用途に使用されるというような実態があるやに伺っております。こういった実態については、承知されていますか。

（保健所）総務課長

目的外使用というお話でございますけれども、一部に誤解によって生じていることがあるかと思えます。これは、先ほど申し上げましたけれども、保健委員1人について500円のお金を私はもらっていない、私にくれという電話がときどき来ます。それから、推進員についての5,000円も同じことでございます。これは、市の方から連合協議会に対して、14年度決算でございますと200万円を支出いたしまして、その連合協議会が先ほどの員数に基づいて各連合町会に対して交付をして、その先1人500円ずつ実際に配っておられるところもあるのかと思えますし、それを活動費として、例えば需用費ですとかそういうものにお使いになっているところもあるかと思えます。それが、そのほかの別の目的に利用されてという実態については、承知してございません。

斉藤（陽）委員

一部誤解もあるかもしれないというようなニュアンスでしたけれども、こういった活動費ということで交付されているのであれば、その活動の内容等、支出した内容等について報告をもらうというような、市としてのしくみをつくるべきではないかというふうに考えるのですけれども、この点についてはいかがでしょう。

（保健所）総務課長

実績の報告についてでございますけれども、例えば成人病健診なんかを保健委員の方に普及をお願いしているのですけれども、それがどういう町会でそれぐらいの数の健診が実際に行われたか、そういう実績報告はいただいておりますし、その他、献血について、29町会から404名いただいたとか、そういう細かい数字も報告いただいております。そのほか、生活環境衛生の部分では、55町会で石灰を配布した数が181袋であるとか、そういう報告もい

ただいておりますので、それがほかの目的に流用をされているようなことは、私はないと考えております。

委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

佐々木（勝）委員

私の方は決算委員会でございますので、冒頭から歳入歳出のチェックをしながら質問させていただいております。数字というのは、ここでやると億単位で話が出てくるわけですから、一つ数字が違ってても億の違い、こういうこともあるし、そういうことで決算の場合は、いわゆる歳入歳出の中で、歳入の方については不納欠損の問題、それから歳出の方については不用額をチェックしていかなければならないということをお聞きするものですから、その点で何点かします。

大きく決算書から読み取っていくということで質問していきますが、財政が厳しいということだけに、なおさら収支と申しますか、実態をしっかりと精査してつかむことが重要だろうということで、そういう観点で質問いたしますので、お聞かせください。

まず、昨日は商工費の関係で不用額をちょっと、細かいところをやったですけれども、今日、聞くところは、たまたま所管事項のところ欠損額、不用額が多いわけですから、これを三つに絞って具体的に聞いていきます。

民生費、それから衛生費、それから土木費と、この三つが1億円以上の不用額を出しているということで、大きいですから、掘り下げていきたい。

大きすぎるので、細かく切りながら答えていただきたいというふうに思います。

民生費の不用額について

最初、115ページのところの民生費、これについて、まず全体の不用額が3億3,450万8,000円と、こういう数字でまず押さえていいですか。

（福祉）社会福祉課長

14年度決算の民生費関連でございますけれども、予算が176億円強ございまして、今、おっしゃいましたように、不用額は決算で3億3,450万8,000円ということになってございます。

佐々木（勝）委員

それで、その部分の表示しかないわけで、あと細かい部分のところは数字がないものですから、そのこのところを確かめていきたいというふうに思います。それで、大きく民生費の場合は、社会福祉とそれから児童福祉の関係、それから生活保護費の関係というふうになるのではないかなと思いますので、1点目、社会福祉関係の費用での不用額、これは細かくすると大変だと思いますので、500万円以上という数字に切ってお示しいただきたいというふうに思います。その不用額を出した理由と申しますか、これもつけていただければと思います。

（福祉）社会福祉課長

民生費のうちの社会福祉総務費についてのことでございますけれども、いろいろございますが、主に申し上げますと身体障害者福祉費という科目がございます。これにつきましては、当初組みました主に施設入居者、身体障害者の方が施設にお世話になっておりますけれども、その措置費と申しますけれども、それが当初の見込みより若干少なくなったということで1,990万円ほど不用額が出ております。それから、知的障害者ですけれども、同様に施設の入居者が当初の見込みよりも減というのがございまして、また、知的障害者のグループホームに入っている見込み数が若干減ったということ等がございまして、1,620万円ほどの不用額が出ております。社会福祉総務費で申し上げますと、主に今の2点かと思えます。

佐々木（勝）委員

児童福祉関係などではどうか。

(福祉)社会福祉課長

児童福祉につきましては、市立保育所の運営負担金というのがございます。これが一番不用額の中で大きくて、1,631万4,000円という不用額で決算しております。これは、枠外入所の見込み数、これを予定して一時補正しておりましたけれども、最終的には予定を下回ったということがございまして、1,600万円ほどの不用決算額ということがございます。これが保育所関係では一番大きなところでございます。

生活保護の関係を申し上げますと、80億円強の予算をいただいております生活保護費の不用額が8,973万2,000円出ました。これは、今、申し上げましたように、80億円強の予算の中で、金額は8,900万円ということで大きいですが、パーセンテージ的には1パーセントほどの差ということで不用額が決算になりました。中身といたしましては、保護費のかなりの大きな部分を占めます医療扶助費、これが見込みより減になったというのが主な理由かというふうに考えております。

佐々木(勝)委員

今、主なところを上げてもらいました。分けると、必要な予算を組んだけれども、措置数や、件数とかで、これだけの不用額が出たということととらえるならば、民生費の場合、これだけの金額が出ているけれども、総体としてどう評価しますか。

福祉部長

民生費の評価の関係でございますけれども、確かに不用額の額そのものは多いわけでございますが、その根っこにある母数そのものは非常に多うございまして、全体でいきますと約1.9パーセントほどでございます。そうしますと、いろいろな保護の状況あるいは主に医療関係と生活保護費の関係でございまして、なかなかここの辺の推移というのは、予測をある程度過去の推移から見るわけでございますけれども、これらがちょっと変わりますと相当金額が、例えば施設入居でいきますと、一人につき数十万円の単位でございますので、これが1年トータルしますと、何百万円単位で施設措置費が動く、こういうこともございますので、なかなか私どもも相当試算に当たりましては慎重にやっているわけでございますけれども、今、言いましたことから申しますと、非常に母数からいいますと、そう大きいものではないというふうに思いますが、これからもそういう点、じゅうぶん配慮しながら推計をしながら、予算を組み立てていきたいというふうに考えております。

佐々木(勝)委員

一歩間違えと、表現の仕方が、どんぶり勘定でやっていると。結果的には役所の会計は予算主義ですから、どうしてもそうなるのだと思いますけれども、これが決算主義でという場合は、相当そのところを吟味して、ということになるのではないかとこのように思います。

衛生費の不用額について

次、衛生費の方にいきます。不用額は、1億1,004万円ということになっておりますが、これでいいのですか。

(財政)財政課長

衛生費は、保健所、環境部、そのほかに福祉部も一部も入っておりますので、私の方から。衛生費の不用額は1億1,004万円でございます。

佐々木(勝)委員

以下、その内訳のところで見ますけれども、これも500万円以上で切った場合、それぞれの主なものの不用額と、その生じた理由についてお願いします。

(福祉)社会福祉課長

福祉関係では老人保健特会の繰出金ということで、1億1,000万円の衛生費の不用額の内数ですけれども、繰出金4,518万4,000円不用額ということで福祉部関連ではございます。

(保健所)保健課長

保健所費でございますけれども、結核対策費におきまして867万8,000円生じてございます。主なものといたしまして、命令入所措置及び医療療養給付費というものが658万2,000円でございます。理由といたしましては、これは結核予防法に基づきまして医療費の公費負担をするものでございますけれども、見込みに対しまして実際の給付者、給付額が少なかったためでございます。

それから、予防費でございますが、949万7,000円生じてございます。主なものとしまして、各種予防接種費が917万9,000円でございます。これは予防接種法に基づきまして、インフルエンザあるいはポリオ等の予防接種をするものでございますけれども、平成14年度の医療法の改正のために医療機関に対する委託料が減となっている。それから、また、医療材料費が減となっていることが主な理由でございます。

それから、三つ目に、老人保健費に1,290万3,000円生じてございます。この中に健康診査に関するものが682万9,000円でございます。これは老人保健法に基づくものでございまして、基本健康診査、あるいは各種のがん検診をやっておるものでございますけれども、これも医療機関に対する委託料というものが見込みより少なかったためでございます。

（環境）管理課長

清掃費の不用額でございますが、1,730万円ほどでございます。この主な部分でございますが、廃棄物処分場費で470万円ほど、この中身といたしましては、ダイオキシン類の水質検査の関係の入札差金、それからし尿処理場費360万円ほどの不用額が出てございます。この中身といたしましては、光熱水費あるいは汚泥処理経費の分でございます。

あと、リサイクル推進費の方で732万円ほど不用額が出てございます。この内訳といたしましては、集団資源回収の交付金、あと除雪関係の委託料、それから資源物の選別圧縮の委託料の関係です。これが主なところでございます。

佐々木（勝）委員

またがっている部分があるようですから、先ほど福祉の関係で一括評価してもらいましたけれども、この衛生費のところについては、どういうふうに評価すればいいのでしょうか。

（財政）財政課長

衛生費も民生費と非常に似ておりまして、市民の皆様がどれぐらいの、例えば健康診査だとか予防接種を多く受けるかとか、老人保健の医療関係を受けるかというところで、母体が大いいものでございますから、その見積りというのは非常に難しいのでございますが、事業に支障のないよう一定程度ぎりぎりの予算を組ませてもらっているところでございます。なお、清掃費につきましては、今回、いろいろな経費の節減の中で創意工夫をしたり、入札差金などで出たものと感じてございます。

佐々木（勝）委員

土木費の不用額について

そうしたら、この次は、最後、土木費でございますけれども、分け方は、土木費と建築費になるのですか、これ。あわせて、土木費の方については、これはまた、数字が大きいですね。切り上げて3億2,754万円というふうになりますが、その数字でよろしいでしょうか。

（財政）財政課長

土木費につきましても、土木部、建築都市部、港湾部にまたがっておりますが、土木費の不用額は3億2,753万1,000円でございます。

佐々木（勝）委員

それぞれ土木、建都、港湾部のところで、主なものを拾って報告してください。

（土木）管理課長

土木部関係の不用額につきまして、約1億7,000万円ぐらいです。この3億円のうちの土木関連で、交通安全施設の関連につきましては、事業外でございますが、用地補償の関係が不調に終わったとか、あるいは次年度へ繰り越したということで3,900万円ほど。道路改良の部分で、これも用地関係で不調に終わった部分が不用額として残っております。あと、事業費の部分で一部事業明細を変えたということで1,580万円、道路改良の部分では合わせて4,300万円ぐらいの不用額が出ております。街路の関係につきましては7,400万円出ています。この内訳につきましても、銭函の方の関係の道路につきまして、用地の関係が不調に終わっているということが大きな要因となりまして、7,400万円の不用額が出ております。あと、公園の関係につきましては、小樽公園とか、入船公園を委託しているような形態でございますが、これの単価の減、あるいは人員の減、そのほか一部公園の関係の工事の入札の契約に対して、差金ですけれども、この部分を含めて約550万円、こういう不用額が出ております。

（建都）住宅課長

建築都市部に関連します不用額について、説明申し上げます。

まず、一つ目が中央通特会に対する繰出金ということで1,320万円ほどの不用額が出ております。中身としては、中央通の事業の中で、歳出でございますけれども、人件費、それから公債費、これについて差額が出たということで、その分、支出が減りましたので、一般会計からの繰り出しがそういうふうになったということでございます。二点目が共同住宅の建設改良資金の貸付金、これはアパート業協同組合がアパートを建てる时候に対する貸付金でございます。これは預託金になっております。同じく預託では、バリアフリー貸付金、これもバリアフリーに住宅を改善する方への貸付金、これも預託金というふうになっております。共同住宅建設資金の改良資金につきましては、3,100万円ほど不用額、それからバリアフリー貸付金については1,250万円ほどの不用額が出ております。これは、当初の予算計上をしたときよりも、融資見込みが減ったといいますが、実際の貸付けが減ったという面もございまして、預託方式にしておりますので、各金融機関に対する預託については、中小企業の振興資金も含めて、今、プール制をとっておりますので、返済が多いとその分、預託しなくても済むということになりますので、結果的に融資があっても預託をしなくても済んだと、こういった面がございまして、以上のような不用額が出たということでございます。四つ目が、若年者向けの共同住宅建設費の補助金2,000万円でございますけれども、これは当初予算も2,000万円、不用額2,000万円ということでございます。これは、当初そういった需要といいますが、貸付けが若年者向けの共同住宅を建てることあるだろうということで2,000万円の予算を計上いたしましたけれども、結果的には申込みがなかったということで、全額不用額になったものでございます。最後、住宅特会への繰出金の関係ですけれども、2,900万円ほどの不用額が出ております。住宅特会におきましては、住宅関係の歳入におきまして、家賃収入補助金、これは平成8年の公住法の改正の前には土地に対する補助というのはなかったものですから、その分、家賃収入補助金という形で、現在、補助がもらえるということのその補助金、これが1,000万円ほど当初の見込みより増えたという、安全面を考えて歳入を計上しておりましたので、その分1,000万円ほど増えたということと、それから家賃対策補助金、これも700万円ほど増額になったと。これは、勝納住宅が建ちましたので、その分の補助金が増額になったということ、そういった歳入の面での増額と歳出につきましては、人件費の面で890万円ほど減額になったと、こういうことで歳入が増えて歳出が減ったと、こういった中でトータル一般会計からの繰出金が2,900万円ほど不必要になったということで、不用額として計上したものでございます。

（財政）財政課長

港湾部の関係につきましては、本日出席しておりませんので、私の方から。港湾部の関係では、1,900万円ほどの不用額を出しましたが、この中では港湾特会の繰出金の1,280万1,000円が一番大きく、これは港湾特会の方で土地の売払収入が550万円ほどあったことと、管理経費を560万円ほど節約によって不用額を出したのが理由でございます。

佐々木（勝）委員

不用額については、詳しく聞きました。それで、その中で不用額が全く出ていないというのが1件あるのです。除雪費なのです。170ページ、171ページ、土木関係の中で除雪費が不用額ゼロになっているのです。これ、どの会計を見ても不用額が出ているのですけれども、こういうのが除雪費にはない、これの原因と結果は。

（土木）田中主幹

除雪につきましては、気象状況によりましてたいへん大きく開きがございます。今年度につきましては、当初計画していました降雪量とほぼ同量の降雪量がありまして、それに基づいて除排雪を実施したところでありますけれども、1月末から2月末までにかけて、降雪量もさることながら日中の気温が非常に低いという日が続きました。思ったより雪がさなどが減らなかった。そういう中で多くの市民の方々の方から除排雪の要望がございまして、冬に使われる費用といたしましては、結果的には予算をオーバーしたと。内部の流用の中で補充をしまして、不用額ゼロという形の決算になってございます。

佐々木（勝）委員

市民の人たちが、びっくりショックではないけれども、除雪する予算も組めない状態の、いわゆる財政、こういうことが1点目にあります。それで進める中で、今のお話では流用しながら費用にしたのだと、こういうことですね。

一般市民はいろいろと話の中では、除雪費は単年度決済ということはよくわからないのです。余ればその分を来年に持ち越して、ストックしておいて、そして使ったらどうかと、こういう感覚というのがあるのです。使いきってしまって、あとがないというのではなくて、これは会計処理上の問題ですから、そうはいかないのだろうというふうには思いますけれども、たまたま今回のようにゼロになったということは、使いきってしまったという印象を与えた。足りなくて持ち出して使ったのだというようなことを、一般市民はよくわからないから。やっぱり関心事ですから、この除雪費というのは。その辺のところを少しやりとりして聞きたかったところでした。

それで、もう除雪の関係の計画ができていうふうには思いますけれども、今年やった結果を基にして、きちんとしたこの評価をする中で、新年度に向けて考え方というか、こういうことがわかれば、教えてください。

（土木）田中主幹

たいへん限られた財政の中での新しい予算の執行を行うわけでありまして、今年度の決算の中、実績を踏まえながら、改良できる部分は改良しながら、そしてまた、より効率的に市民が満足できるような形の取組をしながら、実施していきたいというふうには考えております。

佐々木（勝）委員

具体的にどのようなスケジュールになってくるのですか。そして、そこに向かって部内で話を進めておられるのではないのですか。

（土木）土木事業所長

今年度に関しましては、7月に終わりました第2回定例会でご議論願いまして、前年度より若干少な目ですけれども、前年並みの予算をつけてもらいました。それを受けて、その予算を組む段階で、当然平成14年度の事業を執行した後の予算編成でしたものですから、前年度の予算を参考にして、さらに、いろいろなコスト縮減に向けて、一つの例で、今、考えているのは、雪を処理する中で、除雪をして排雪をして、その排雪の雪は雪捨場に捨てられるのですけれども、その雪捨場で処理される処理費も当然除雪の費用に一定含まれております。その中で、小樽市の雪捨場の一番雪の多いところとして、臨港地区の方に雪を持っていくのですけれども、その雪処理の費用を少しでも軽減したいという考えがございまして、その中で一度、融解というのですか、海水で効率的に雪を溶かすような形の検討もいろいろやっております、そういう形でコスト縮減を考えたいと思います。

そのほかに、また、別の地区で雪捨場を確保することによって、また、その運搬の距離を短くするとか、そういうことについても、細かいコスト縮減に向けて、現在、検討しております。

そのほかに、これからのスケジュールなのですけれども、それなりの予算がついておりまして、実施に向けて細かいところについては、今、これから業務委託をかけて業者を決めて実施に当たります。その前に、それと並行して地域住民の方との地域懇談会ということで、例年行っておりますので、そういう形で地域の方のご意見などを参考にしたり、我々の方のいろいろな考え方についてもご協力を求めるなりをして、実施していく予定でございます。

佐々木（勝）委員

交通安全対策費の不用額について

交通安全関係のところに触れて、お聞きしたいと思います。

交通安全対策費の不用額については、116万9,440円というような数字が載っておりますけれども、この数字でよろしいですか。

（市民）生活安全課長

総務費の交通安全対策費の不用額は116万9,440円でございます。

佐々木（勝）委員

この不用額の起きた原因と、結果について。

（市民）生活安全課長

この不用額は、当課に交通安全女性指導員がおりまして、いくつかの業務を持っているのですが、そのうちのひとつが学校周辺での児童の登下校の指導に当たっております。それで、昨年4月から学校の完全週休が施行されたのに伴いまして、今まで女性指導員は、月曜日から土曜日までの勤務形態でございましたけれども、学校が完全週休になって月曜日から金曜日までの五日制に変更したことによりまして人件費の削減による不用額ということでございます。

佐々木（勝）委員

そういうことで考えて、人件費の削減ということと関連があるのかどうか。それで実績の報告、執行状況説明書のところに58ページのところに交通事故発生状況というのが組み込まれております。この内容について間違いはないかどうか。それと傾向ですね。今、子どもの安全の問題等もありますけれども、この事故の内容からも推しはかかっていながら、人件費の削減がどういう結果になったのか、それ関連づけるための決算額かもしれないけれども、この交通事故発生状況等については、このとおりで間違いはないのですか。

（市民）生活安全課長

ここに記載の通りでございます。

佐々木（勝）委員

それで、次の59ページに交通安全対策の項目が載っていますけれども、この傾向からして小樽の場合で考えれば、この交通事故発生状況は上がりぎみなのか下がりぎみなのか、この辺のところの分析はどうか。

（市民）生活安全課長

結果的にすごく前年よりも下回る年があったりということで、また、それが逆に上がったということ、この傾向というのは、総体の発生件数が、だいたい過去5年間の平均でいいますと、797件でございます。それからいいますと、事務執行状況に載っている発生件数等からいいますと、平均よりも少ないのですけれども、これも必ずしもこのままで推移するということにはならないのではということで、15年は、今現在、前年よりも10パーセントぐらい発生件数が増えているという状況で、なかなかいい結果の方には向かないというような現状でございます。

佐々木（勝）委員

発生件数が増えている。そういう押さえでいいですか。さっき減っているとやったのですけれども。

委員長

答弁、訂正しますか。

（市民）生活安全課長

申しわけありません。事務執行状況の発生件数からいいますと、今、申しました過去5年間の平均から比べますと、下がっているということではなくて、逆に若干上回っているという傾向でございます。

佐々木（勝）委員

そうですね。だから、なおのこと、人と人の対応ですから、休みになったから減らしたというのが一つの理由ですけれども、安全対策については、特に子どもの場合は、通学路の点検だとか、そういうところは今まで以上になっていくのではないかなと思うものですから、そのところはじゅうぶん、件数と見合いながら、対策を講じてほしいと、こういうことを要望しておきます。次にいきます。

食中毒の発生状況について

同じく執行状況です。82ページのところに食中毒の件数が載っております。食中毒の発生状況について、この数字のとおり、それから記載のとおり、間違いございませんか。

（保健所）生活衛生課長

食中毒については、医師が患者を診察した場合に、食品を介したものと、また、その食品を介したものと疑われると診断した場合に、食中毒というふうに診断するわけでございますが、それを保健所の方に届け出なければならぬということになっておりまして、この件数以外にはありません。

佐々木（勝）委員

では、その中で、気になるのは、不明の分がすごく多いのです。結果ですから、こういう形になっていると思うのですけれども、今現在も、この不明のまま推移しているのでしょうか。

（保健所）生活衛生課長

医師から届出がありましたら、保健所の方で患者の喫食状況だとか、どちらの店で食べたかとか、そういったことを調査するわけでございますが、その中で患者の検便だとか、また、食品が残っていればその検査もするわけでございますが、その中で原因の食品がつかめなかったということで不明ということになるのですが、その後の調査というのはやっております。ただ、全国の食中毒の統計の中でも原因食品が不明だというのが約53パーセントあるということになっているのですけれども、その追及又は判断をするのはなかなか難しいと思っております。

佐々木（勝）委員

現状はそうなのだろうと思うのです。努力してその不明を解明するというようなことというのは、どうなのでしょう。

（保健所）生活衛生課長

それでいいということではないのですけれども、当時の食品だとか、その患者の状況だとかを、その時点で検査をするということでありまして、それはその時点で努めていかなければならないと思っております。

佐々木（勝）委員

いや、もちろんそういうことをやって、不明は不明だけれども、一定の指導なり、措置とか、こういうことはやったのですか。

（保健所）生活衛生課長

原因の物質というのが判定できておりますので、それに対する注意というか、患者だとか、そういった方に対してはこういうようなものを気をつけて食べるようにした方がいいとか、そういうことについては、指導することはやっております。

佐々木（勝）委員

新型BSEについて

最後です。ここにいろいろなニュースが出てきますけれども、地震、それから昨日あった苫小牧の火災、それに一番新しいところでは、新型狂牛病、新型BSEが大きく報道されました。簡単に言えば、茨城県での食肉として解体されたものが国内8番目の感染牛と確認されたという記事が載っています。ここの読み取りをすると、ほとんど従来と異なるBSEのものだということだから、新たないわゆる何か年かたっている、非常に不安な問題であると。特に、酪農者は、せっかくおさまりかけてきたところに、またこういう問題が出るとという問題になっていますけれども、この新型BSEについて、どう受け止めて、どういうふうに考えられるか。

保健所長

このBSE問題というのは、世界的にかなり近年いろいろ問題が起きていまして、それでかなりの部分が調査されてきたのですけれども、今回の新型BSEというのは、はっきり言って、これはわかりません。新型という言葉が正しいかどうか、どこでつけたかわかりませんが、これ二つの意味で違うのです。

一つは2歳前後で発症するとは思われていなかったのですけれども、今回は2歳ちょっとで発症したということと、あとは病原物質と言われるたんぱくが従来とその分子構造が違うのです。ですから、そういった意味で、BSEではあるのですけれども、従来のもとはまた違うということで、これは世界的にはかなり非常に問題として取り上げると思うのです。ただ、まだ発生してからそんなにたっていませんし、海外のいろんな状況を見ても、この部分はまだこれからの問題だと思います。

ただ、問題は、住民の口にそういう危険な肉が入るかどうかという点におきましては、これは日本の場合は全部食肉になる牛に関しては調べていますから、そういう心配はないと思うのですけれども、ただ、酪農業者にとっては、大きな不安材料であるとは思いますが。

佐々木(勝)委員

機敏に対応するという保健所ですから、感染の問題についても、相当チームをつくってやっているということで、この新型というといかにもあれですけれども、新しい形のBSEについては、保健所としては今後どうしようというように考えていますか。

保健所長

保健所としましては、今後の動向ということが一つです。我々の場合は、原因ということに関して非常に興味を持っています。ただ、問題は、この行政的な面におきましては、あくまでも国の責任になっております。ただ、そういった中で、間違いなく我々の口に入ってくる肉に、そういう心配がないのかどうかということでは、非常に大きな関心を持っていますけれども、関心を持っていて具体的に何をやるかと言われても非常に困りますけれども、そういう安全性ということに関しては、いろいろ今後フォローはしていこうとは思いますが、具体的な方策は、はっきりいってありません。

委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、共産党に移します。

菊地委員

こどもの国について

億単位な話がずっと続いてきたところで、ささやかな話になってしまいますが、こどもの国のことについてお聞きしたいと思います。決算書49ページの使用料手数料のところ、こどもの国の使用料が載っています。この数値は、人数は遊具施設を利用した人数なので、実際こどもの国がどれだけ利用されているかという全体像はここからは見えてはこないと思うのですけれども、遊戯施設を使ったこの人数から見て、この数年間のこどもの国の利用状況について、わかる範囲で教えていただきたいと思えます。

(土木)公園課長

こどもの国は、一応遊戯施設、そういうものを抱えておりまして、現在は入園するときには料金は取らないわけですけれども、コインを入れるなり、切符を買って、そして遊戯施設を利用するという状況でありまして、今のところ、収入と申しますが、その利用されている傾向としては、漸減傾向と申しますが、年数パーセントぐらいちょっと下がっていったのかと、そういうふうに一応とらえております。

ちなみに、入園者の数といたしましては、入園時にカウントしておりませんので、遊戯施設を利用するときの、それを基にして、入場者として推計しておりますが、平成14年度で2万6,780名が一応入園したと、そういうふうにご考えております。そのうち遊戯施設等が利用されてその収入が14年度については597万7,000円ほどと、こういうふうにとらえております。

菊地委員

つい最近なのですけれども、こどもの国がとってもいいところだという声を聞きまして、でもその方はお金を使った遊具施設ではなくて、ロング滑り台ありますよね、あそこをとっても子どもが喜んで使用していたのを見て、こんないいところなのにもっとたくさんの方が来てもいいのになと思ったというような声を聞いたのです。以前、新谷委員もこどもの国のことで質問したと思うのですけれども、ロング滑り台から下の小動物園、あそこにアプローチするところが、子どもだけではなくて大人でもちょっと上り下りするのは大変な地形になっているのです。そういうところをもう少し整備していただけたら、利用者も増えるのではないかなという思いがあるのですけれども、これから先の整備の計画について、考えていることがありましたら、お願いしたいと思います。

(土木)公園課長

この問題は、こどもの国ばかりの問題点と私どもとらえてございません。これはその問題からちょっと外れるかもわからないのですけれども、駐車場の問題、道路の問題、当然そういうものも包括されたうちのこどもの国の問題というふうに私どもとらえております。それで、その急傾斜あるいは子どもの足ではちょっと使いづらいとか、そういうご意見もたくさん、これはもう以前から出ておりまして、これらの解消方法、こどもの国も含めた公園全体のもっと利用しやすい姿、それがまさにこれから検討していかなければならないのかなと、そういうふうにご考えてございます。

菊地委員

公園全体の利用しやすい姿ということでは、子どももそれから子ども以外の市民も含めた、市民が本当に利用しやすい憩いの場としての公園の在り方について、ぜひ検討していただきたいと思うのですけれども、日々成長する子どもにとっては1年先、2年先のことでなくて、今日、明日、1か月先に何か楽しいことがあればいいなというふうに思うのです。そういう意味では、テニスコート側のこどもの国の入り口のアーチがかなり古くなっていて、あれをあの部分だけでもちょっと入ってみたいと思うようなアーチにかえていただけたら、もう少し利用者も増えるのではないかなという、ささやかな希望があるのですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

(土木)公園課長

直接、第三者から伺ったことはないのですけれども、ああいうアーチ一つにも、中には非常にレトロ調が漂っているといいますが、そういうような意見を聞くこともございます。そういう全体的なアーチだとか、そういうもっとここを変更したらいいだとか、その辺になると検討しなければならないと思います。

菊地委員

積極的にぜひ検討していただきたいと思います。

乳幼児医療について

次に、乳幼児医療のことで聞きたいと思うのですが、決算書の131ページで、乳幼児医療費の助成費で、2,121万円が不用額としてあるのですけれども、これを見て、子育てしているお父さん、お母さんなど若い世代にしてみたら、一番子どもの医療費のことが負担になるという部分もありますので、乳幼児医療費をせめて小学校入学前まで

無料にしてほしいというのが切実な願いで、小樽市もいろいろ努力して、引き上げることもしていただいているのですけれども、今4歳までですよね。この不用額を見て、ああ、これで1歳引き上げることができないのかなというふうに、すごい単純に思ったのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

(福祉) 高齢社会対策室高齢福祉課長

不用額につきましては、今、菊地委員がおっしゃいましたように、2,100万円ということになってございます。ちなみに13年度の決算で、このときは3歳児を市の施策でやっております。このときに約3,300万円ぐらい経費がかかってございます。そういうことで、確かに結果的には2,100万円ということで不用額が出たのですけれども、現状としては1歳児引き上げるにしても、ほぼ3,000万円からそれ以上の財源が必要だという状況にあります。市の財政状況が厳しい中では、なかなか1歳拡大するということは、今のところ非常に難しいのではないかと考えております。

菊地委員

今まで一生懸命コスト削減とかしながら不用額を頑張って出してきたところに、ここは上げてほしいということだと思っておりますが、しかし、市民の立場とか、それから子どもを育てる少子化対策の問題でいったら、子どもの医療費、それから子どもを育てている若い世代がどれだけまちに住みつつかということに、きちんとアプローチしていかなければならない問題として、ぜひその乳幼児医療の引上げの問題については、積極的にこれからも検討していただきたいと思っております。この要望だけ述べて終わります。

新谷委員

市民センターの使用料について

それでは、変わって、使用料についてお伺いします。45ページなのですけれども、民生使用料は前年度よりも増額になっています。そのうち市民センターは予算より131万8,338円ということになっておりますけれども、この中に施設側が申込者からキャンセル料をもらっている、その料金はどのぐらいありますでしょうか。

(市民) 市民センター館長

市民センターの関係から、先に申し上げたいと思っております。市民センターの使用料金でございますけれども、130万円何がし、決算が出てございます。ただ、その中で、今、委員が申しましたキャンセル料、これについては特に計算是出しておりませんが、14年度1年間でキャンセル件数は105件ございまして、その方々からキャンセル料は徴収していると。ですから、利用料金から推移して、使用しない方々から、いわゆるキャンセル料という名目はないのですが、還付していないお金、そういった部分が10万円ほどあるのではないかと、このように思っております。

新谷委員

そういうキャンセル料を使用者が払うときは、どんなときですか。

(市民) 市民センター館長

市民センターの施行規則の中で、いわゆる申込みは6か月前からの申込みを受けています。申込みと同時に使用料金を納めていただく、これが前提条件です。それで、1か月前までは全額還付いたします。ただ、1か月以内になりますと、それは還付しないことになっておりますので、そういった形でご理解願いたいと思っております。

新谷委員

1か月以内、それは施行規則のどこに書いてあるのですか。

(市民) 市民センター館長

施行規則第12条の使用料の還付、ホールでいえば、そこの3項の4のところ書かれていると思っております。

新谷委員

還付の場合はそうですけども、逆にこっちの使用者が払うというのは、では、これ以外は全部払うということなのですか。

市民部次長

今、市民センターの館長から規則の関係をお話ししましたけれども、今、申し上げましたように、前納、初めにお金を払って還付という条件を定めているわけです。ですから、これは市民センターの条例の施行規則第12条の第1項の第4号が会議室の要件に当たります。先ほど館長が言いましたように、6か月前から申込みを受けて、そして使用の1か月前までにキャンセル、使用しないというような状況が発生したときには、お金を返します。しかしながら、使用する1か月前を経過してしまいましたら、還付はできませんよということが、この第12条の第1項の第4号に規則としてうたわれているわけです。ですから、そういうような要件で取り扱わなければならないということになります。

新谷委員

使用許可を出す場合には、使用者が申込みをして用紙に書いて出さして、それで使用許可を出すということにはなりませんか。

(市民)市民センター館長

仰せのとおりでございます。申請書を出して、そして同時にこの使用許可を与える。それは当然6か月前から受けつけてございます。ですから、その間、先ほど次長も説明しましたけれども、1か月前以前まで当然その間に変更も生じるわけです。それは、そのときの使用の変更という形で取り扱いますし、1か月以内ならば、その使用の変更はきかないと、そのまま発行するというご理解願いたいと思います。

新谷委員

実は、電話でちょっと借りられないかということで、その場合には、後から行って用紙に書いて出すのですけれども、電話で予約というか、一応申し込みをしました。それで、2時間後にちょうどぐあいが悪いということがわかってやめますという電話をしたら、キャンセル料を払ってくださいと行ってキャンセル料を払いにわざわざ行ったという、こういう例があるのですけれども、これはやっぱりおかしいのではないのでしょうか。

(市民)市民センター館長

基本的には電話での申込み受付はしておりません。ただ、いろいろ皆さん会議の予定だとか、そういった行事の予定がございます。そういった面では、一応電話でも申込みを受けまして、これはあくまでも仮申し込みと。それで、少なくとも二、三時間後、又はちょっと遠い方であれば翌日まで仮押さえはしております。その間までについては、一応その間に会議の変更だとか、又はキャンセルになりましたよという形であれば、仮押さえの段階ではキャンセル料は取っていないということで、私は指導しております。

新谷委員

それならわかります。たいへん遠いところから、例えば銭函からわざわざ市民センターまで行って、予約をして、ただ行くというのも大変なことなので、ある程度仮予約という場合もあると思うのです。それが、日にちがたっていると、翌日とかならまだわかるけど、わずか2時間後にキャンセルして、そしてキャンセル料を払ってくださいと言われ、払いに行ったのもおかしいが、この辺は直していただかなければならない。この10万円の中には、そういうお金も入ったのかなと思ったのです。

(市民)市民センター館長

先ほどと重複になりますけれども、今、市民センターでは、申込みについては1日ぐらいの仮申し込み、そういった部分については、確実に申込者が翌日なら翌日に来ていただければ、そういった形で正規の申請も受けまして、その間に変わったという申請がございましたら、それはある意味ではキャンセル料といいますが、そういったものを取らないでやるような指導は続けてしていますので、今後もそういう指導は周知徹底してまいりたいと思います。

新谷委員

受付の人が変わった場合には、そういうこともあるかもしれませんが、こういうことがないように、ぜひお願いします。

鉄くず売払収入の内訳について

次、それでは環境部にお伺いします。

鉄くず売払収入は、予算に対して161万9,256円も増収になっているのですけれども、この内訳についてお知らせください。

（環境）廃棄物対策課長

鉄くず売払収入の内訳についてであります。一つ目がアルミ缶です。アルミ缶については、収集量、売払いの量が約86トン、金額にしまして555万5,619円になっております。それから、二つ目はスチール缶です。量につきましては、約101トンでございます。売払いの金額については、10万3,512円となっております。それから紙パックについてでありますけれども、重量については約35トン、売払いの金額については18万3,162円、あと残りが生き瓶といいまして、ビール瓶、一升瓶などなのですけれども、これらについては、重量ではなくて本数で把握しております、約7万1,000本ということです。売払いの金額につきましては22万5,963円で、合計で606万8,256円となっております。

新谷委員

この資源物の量は何トンですか。また、前年度の比較でお願いいたします。それと、あわせて潜在量に関する回収率、これは何パーセントでしょうか。

（環境）廃棄物対策課長

資源物全体量についてと、それに対する収集量と潜在量の比較ということでお話しさせていただきます。平成14年度の収集量全体で854トン収集いたしました。それに対しまして、4品目の潜在量ですけれども、4,655トンございまして、比較しまして回収率、資源化率といたしますけれども、その率については18.2パーセントという率となっております。

新谷委員

前年度はいくらですか。

（環境）廃棄物対策課長

13年度の資源化率と潜在量の関係ですけれども、収集量につきましては830トン、それに対しまして潜在量が4,744トン、資源化率が18.5パーセントという状況になっております。

新谷委員

それで、北しりべし廃棄物処理広域連合の概要に、推計だとかが実態だとかと載っているのですけれども、今、課長がおっしゃったように、資源物収集量は、13年度830トンと出ているのです。ところが、後からの資源化処理量の推計というところでは、小樽市14年度787トンとなっておりますね。つくった時期が違うのかもしれないけれども、同じこの資料の中で、一方では830トンと正確に書いているのに、もう一つではこれを下げて書いております。これは、たぶんつくったときの年度が違うのだと思うのですけれども、それではこの830トンの実績、それから今年の854トンの実績からいうと、この数字、19年、それから21年度には50パーセント回収するとして、8,338トンと出していますけれども、この数字が変わってきませんか。

（環境）廃棄物対策課長

広域計画の中におきます資源化処理量の推計の件についてでありますけれども、確かに14年度の数値は、先ほど説明いたしました実績数値よりも少し落ちておりますけれども、広域計画のごみの量の推計をした時期が、まだ14年度実績に出ていないときのごみ量の推計、当然人口の推計もあるのですけれども、その中で推計した資源物の推

計量です。あと、19年度から21年度までの広域のごみ処理計画の中における資源物の収集処理予定、収集予定につきましても若干数値が変わるものと、広域の方では聞いております。

新谷委員

その14年度の実績が出ていないのは、それはわかります。けれども、この前の方で13年度830トンと出ているのです。それなのに、14年度787トンと、だんだん上げていくはずなのに下げているからおかしいと言うのです。ですから、この数字も変わるのではないですかということをお聞きしたのです。

（環境）廃棄物対策課長

広域計画におけるごみ量の推計の基本的な考え方といたしましては、12年度と13年度のごみ量を2か年で合計いたしましたして、それに対して1人当たりの排出量という中のごみ量の推計でございますので、若干14年度の量、787トンということで13年度より落ちておりますけれども、そういう推計の中の数字でありますので、ご理解をお願いしたいと思います。

新谷委員

それは理解できましたけれども、では、ここは当然、後から変わるということですね。

事業系のごみの埋立てについて

それでは、58ページ、ごみ埋立処分手数料ですね。これも予算に対してかなりの増収になっております。これは、事業系一般廃棄物の手数料が大きいのですけれども、この計画の中で事業系一般廃棄物の中に資源物の混入があるということを述べておりますが、埋立ての場合に、この資源物というのはどうしているのですか。全部埋め立てているのですか。混入されていても埋め立てているのですか。

（環境）廃棄物対策課長

事業系のごみの埋立ての件についてでありますけれども、事業系ごみの中には事業系一般廃棄物、これについては桃内の一般廃棄物処分場に入るものであります。一般廃棄物処分場の中に入る廃棄物については、事業系の中では搬入規制というものをしております。一般廃棄物であります紙類の関係は、埋立てできないようになっておりますので、全量が埋立てされているという状況にはありません。

それから産業廃棄物処分場の関係ですけれども、事業系の例えば廃プラスチック関係は産業廃棄物になるのですけれども、そういう廃プラスチック類については、これも同じように搬入規制といたしまして、埋立処分場に入ることができない、埋立処分できない部分になっております。あと、缶、瓶についてもなっておりますので、埋立てできるものだけ埋立てしているという状況にあります。

新谷委員

それで、家庭から出る粗大ごみ、これももったいないなと思っていても、無惨にも収集されてスクラップされて、これが埋立てされていると思うのですけれども、今言った事業系の収集物の中の資源物、それからこの粗大ごみの壊して捨てている分、廃棄している分、これもそのごみ手数料に反映されているのではないかと思うのですが。

（環境）管理課長

手数料の関係でございますけれども、今、おっしゃられました粗大ごみあるいは事業系の一廃の部分は、手数料として徴収してございます。

新谷委員

厳密に言えば、こうした再利用できるものまで今は埋立てをして、手数料で市はもうけているということになるのではないかなと、こんなふうに思うのですけれども、もっと資源物をしっかり分別されていれば、資源化率を上げていくことになるということですよ。

それから、19年から分別を増やし、その売上収入はどれぐらい見込んでいるのでしょうか。

（環境）廃棄物対策課長

広域計画の中では、資源物約8,300トンですけれども、その中のそれぞれの有価で売れる品目の量から推計しますと、今現在約600トンぐらいですので、まだ概算ですけれども、約2,000万円近くになるかというふうに考えております。

環境部長

先ほど廃棄物対策課長が申し上げたように、単価につきましては、ご存じのように、毎年あるいはまた景気変動によって大きく変わってくるわけでございますので、これはあくまでも現在単価ということですので、この数字がひとり歩きするものではないということだけは、ひとつご理解いただきたいと思っております。

新谷委員

資源物分別収集事業費について

それで、145ページの資源物分別収集事業費、4,176万1,904円の内訳を教えてください。

(環境)廃棄物対策課長

資源物分別収集事業費の内訳についてでありますけれども、主な内容を説明させていただきたいと思っております。委託料といたしまして、3,338万円、委託料の内容としましては、資源物収集の運搬費用、それからリサイクルセンターの処理に係る選別・圧縮費用と、そのほかに除雪などの委託料として3,338万円となっております。それから、使用料及び賃借料、これは資源物を収集する平ボディ車、それからリサイクルセンターで処理するとき使用しますフォークリフトのリース代です。これが318万7,000円となっております。あと、残りの519万円程度がリサイクルセンターの維持・管理に係るもろもろの経費、光熱費でありますとか、消耗品などが残りの経費となっております。以上で、4,176万1,000円程度となっております。

新谷委員

今、ごみの有料化も問題になっておりますけれども、有料化の理由の一つに資源物の回収にお金がかかるということが言われておりましたが、これで見るとは、ほとんど委託料が大きいのですよね。4,176万円のうち、委託料が3,300万円以上ということで、たいへん大きいお金になっているのですけれども、この委託の選別、圧縮、運搬、除雪の内訳を金額で教えてほしいのですけれども。

(環境)廃棄物対策課長

資源物の選別・圧縮関係の委託の費用関係ですけれども、資源物の選別・圧縮費用といたしましては、約2,078万円程度となっております。それから、収集業務といたしましては、976万3,760円となっております。

新谷委員

そうしたら、残りが鉄くずということですね。この委託契約なのですけれども、競争でやっているのですか、随意でやっているのですか。

(環境)管理課長

契約としましては、随契でございます。

新谷委員

随意契約にした理由は何でしょうか。。

(環境)管理課長

今までの経過もございまして、リサイクルセンターの管理・運営、それから収集運搬の絡みを含めまして、業者側としましては、ある程度ノウハウを持っているという部分、それから毎年毎年かえること自体がどうなのかということでも、言うならば、その企業の雇用の関係、それらを含めて考えた中で随契ということにしております。

新谷委員

その選別・圧縮できる企業は何件ありますか。

できる業者で、機械を持っているのが1社ですか。

機械を持っていなくても、選別・圧縮できる会社というのがあるんですね。

(環境) 廃棄物対策課長

機械を持っていないで選別・圧縮処理業務をできる業者ということにつきましては、ほかに1社、今のところございません。

新谷委員

運搬は1社というより、たくさんありますよね、運搬できるのは。これが976万3,000円で、除雪は市内除雪業者に何件頼んでいるのですか。1件ですか。

(環境) 廃棄物対策課長

除雪の契約をしている業者につきましては、リサイクルセンター関係では2社契約しております。

新谷委員

随意契約の場合、地方自治法ではきちんと決められているのですけれども、地方自治法施行令第167条の2でうたわれている随意契約の内容を教えてください。

(環境) 管理課長

自治法施行令第167条の2の関連だと思います。この第1項の中に第1号から第7号ございまして、その第1号の部分を申し上げますと、「売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格、貸借の契約にあっては予定貸借料の年額又は総額が別表第5上欄に係る契約の種類に応じ、同表下欄に定める額の範囲内において、普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき」というふうになってございます。

新谷委員

それでは、その別表第5に掲げられているところで、この委託に当たる部分は1、2、3、4、5、6、このうちのどれですか。

(環境) 管理課長

別表第5の中で、委員がおっしゃられたように6までございますけれども、6の部分の前各号に掲げるもの以外のものということで考えてございます。

新谷委員

そこにはいくらかと金額が書いていますか。

(環境) 管理課長

市町村におきましては、50万円ということになってございます。

新谷委員

それは、それ以下の場合は随意契約ですよね。今聞いたら、50万円どころか、2,000万円近く、こういうものを随契で結んでいるということがおかしいのではないですか。随意契約しているということが問題ではないですか。

(環境) 管理課長

先ほど随契の関係で、第1号の部分で説明をさせていただきましたけれども、随契理由といたしまして、私どもなりの理由を申し上げたところでございますけれども、言うなれば、入札に適さないというような解釈の中で、随契でやらせていただいているというところでございます。

新谷委員

でも、おかしいではないですか。運搬なんてどこでもできるのではないですか。なぜ1社だけにしているのですか。この運搬している会社はどこなのですか。

(環境) 管理課長

資源物の収集運搬業務の関連でございまして、会社は株式会社クリーンサービスでございます。

新谷委員

このクリーンサービスですけれども、この前も公明党からいろいろ問題提起されておりました。ここに至って、また、資源物収集でも1社だけ随意契約している。しかも、50万円以上のお金なのに1社に随意契約するということは、これは地方自治法に違反してやっているということになるのではないですか。

（環境）管理課長

資源物の収集関連でございますけれども、随契にした部分でございますが、通常は路線の収集、家庭ごみの関係の収集、それから保有している車両の関係、平ボディといいますか、そういうものを持っているという中で、私どもは随契理由といたしましてやらせていただいているところでございます。

新谷委員

それはおかしいと思いますよ。だって、クリーンサービス以外の会社だってそういう車持っているのではないですか。それなのに、この選別・圧縮については、機械を持っているとか持っていないとか、これは調べないかわりませんけれども、運搬に関しては、ほかの会社でもできるはずなのに、随契にしているということ自体がおかしいということですよ。

環境部長

先ほど来、地方自治法適用のところ、私、それは条文を見ていないのですけれども、通常の商品だとかそういったようなことを言っているのであって、ちょっとその適用条項が違うのではないかと。地方自治法施行令第167条の2第1項第1号、その中のいわゆる私どものこの業務については、競争入札に適さないものという一つの判断をさせていただいているわけです。

その理由につきましては、先ほど来、管理課長が言っておりますように、いわゆる運搬業務があったとしても、それが1年間の長期にわたる契約であると。そうしたときに、そのためにはこの必要な機材だとか人員、そしてそれが市内の中の一定の収集ルートといったものをきちっと熟知をした業者でなければならない。こういった状況があったときに、その業者を毎年このように入札をしてかえていくことが、果たして雇用の安定や機材の安定といったものにつながるのかどうか。こういったことで毎年度のいわゆる随意契約以外の入札には適さないのではないかと、こういったことで私どもとしては随意契約をしていると、こういったことで一応ご理解をいただきたいというふうに思います。ですから、私どもとしては、地方自治法そのものに対して何ら抵触するということでは考えてございません。

それからもう一点、そのクリーンサービスのことを先ほど言っておりますけれども、このクリーンサービスについては、いわゆる市のごみ収集運搬だとか、し尿の収集運搬の委託業者ということであります。これまでの業者間、例えばこの廃棄物にかかわる業者の中でも、車両台数が多いとか、人員の数が多いとかということで、今回のこの収集運搬業務については、特に半日業務だとか、あるいは土・日に出なければならない業務といった意味では、人的な意味での弾力性や効率性といったものが図られるだろうと、こういった趣旨の中で、クリーンサービスを選定をして委託をしていたという経過があるわけです。そういったことで、ひとつご理解を願いたいと思います。

新谷委員

ご理解願いますと言いますけれども、これは理解できないところなのです。この第167条の2第1項第1号の「その性質、目的が一般競争入札に適しないもの」と言いますけれども、さっきから言っていますけれども、運搬なんてほかにできるのですよ。日曜日も収集すると言っても、それは契約の仕方で動いていただくということであって、その1社に限ることが随意で行うということが、おかしいということなのです。それは、理解できません。

環境部長

理解するしないということを今おっしゃるわけでございますけれども、私どもとしては、一定のルートをきちんとまず熟知をし、例えば新聞や缶だとか、瓶だとか、ペットボトルといった、それらのいわゆる特殊なものを、常時毎日、半日業務なり、あるいは祝日といったような中できちんとやっていく。そのためには、それなりの人だと

か、機材というのもきちんとは持たなければならない業務である。そういった意味では、やはり継続的に委託をしなければならないという立場に立っております。どうしても何が何でも入札をしなければならないという業務であるとは考えてはおりません。

新谷委員

そこら辺が私はおかしいなというふうに思うのですけれども、それでは運搬業務のこのクリーンサービスが行っている業務を、ほかはできないというふうに判断しているのですか。

環境部長

何度も言っておりますように、私はそういったことを申し上げているのではなくて、これは機材や人員を考えたときに、その業務がたった1年限りでその車が不要になっていく、あるいは人が不要になっていくとかという、こういった性質の仕事ではない。やはり雇用の安定を図るだとか、あるいは機材の確保を図っていく上で、また、そういうごみに関する業務に、特に精通をした業者でなければならない。こういったことで、だれでもかたでも入札に参加させて業務させるということにはならないと、こういうことから随意契約という形を持ってきたということです。

ですから、そういったことで、確かに今おっしゃるように、また全く新たにこれをオープンにした中で、また入札をすることになる。それは応募してくる業者はいると思います。ただ、私どもとしては、当面こういった委託については、機材だとか、人員だとかといったことを考えたときには、従前どおりいわゆる随意契約ということで作業を進めていきたい、このように思っております。

新谷委員

雇用の安定とか何とかという、この1社にだけそういうふうに考えるのは、おかしいと思いますよ。環境部のこうした閉鎖的なやり方というのは、私は問題だと思いますので、ぜひこの辺は変えていただきたいと思います。

ペットボトルについて

それから、まだちょっと聞きたいことがあったのですけれども、まとめて聞きます。

資源物の中で、ほかが減る中でペットボトルはどんどん増えているのです。これは、手軽に使えるということもありまして、私たちもついつい買ってしまうという、そしてごみを増やしているという点では反省しなければなりませんけれども、ペットボトルの量がどのぐらい増えて、小樽市の負担はどうなっているのか。それをお聞きします。

（環境）廃棄物対策課長

ペットボトルの量と小樽市の負担についてでありますけれども、平成12年度から経緯を説明させていただきます。平成12年度の収集量が105トン、資源物全体の排出割合からいきますと13.4パーセントです。それから、13年度の収集量が124トン、排出割合でいきますと14.9パーセント、徐々に上がってきております。14年度の収集実績ですけれども、127トンということで、割合が14.8パーセント、13年度と同様な排出割合となっております。軽くて持ちやすいので、いろいろな方に利用されるのですけれども、このペットボトルについては、資源有効利用法という中に、拡大生産者責任というものがありまして、その中で企業が物をつくった場合、ごみとなる最後まで責任を持つということがうたわれております。そういう中で、このペットボトルにつきましては、市で収集してリサイクルするのですけれども、そのリサイクルの料金は全国のペットボトルを利用する事業者が負担しております。しかし、中には小規模事業者といいまして、資本金でありますとか、従業員数が少ない事業者については、負担が免除されております。その免除されている分について、全国の自治体が一定の割合、つまり大規模事業者はだいたい99.9パーセントぐらいまで負担しておりますけれども、残りの0.01パーセントを全国の自治体が負担しているという内容になっております。

そのような中、小樽市のペットボトルの自治体負担金ですけれども、14年度の金額で説明いたしますと、10万7、

114円となっております。

新谷委員

ペットボトルが増えれば増えるだけ自治体の負担が大きくなっていくということになると思うのですけれども、このごみの排出抑制、これが大きなこれからの観点になるのではないかなと思います。先日、見たと思うのですけれども、NHKでごみ排出抑制の市民運動をやっていました。スーパーでトレイのパック、それをなくしたら売上げが増えた、こういうデータも出ています。ですから、何でもかんでもスーパーであればパック詰めとかそういうことではなくて、これからもこういうことなどを行っていく、そういったことも必要ではないかなと思いますけれども、こういう点で、今後、市としての市民との協働ということをよく言われますけれども、この排出抑制、その達成に対しての施策、それを聞いて終わります。

（環境）廃棄物対策課長

市としての廃棄物の抑制に関することでもありますけれども、市としては今年の1月、エコショップ認定制度というのを立ち上げました。その内容としましては、ごみの減量、それからリサイクルを目的としまして、事業者におかれましては、環境に優しい商品を積極的に販売し、それに対して、市民はそのお店を利用し、市はそういう事業者を広報などで紹介していく、そういう環境に優しい製品が皆さんの周りに回ること、うまくリサイクルするという流れの中でエコショップ認定制度を事業者と市が一体の中で、今、つくり上げようとしています。そういう中、白色トレイの関係ですとか、一生懸命やっているお店については認定しまして、今、そういう制度を一生懸命周知しておりますので、そういうごみの減量の関係は市民だけではなくて、事業者だけではなくて、行政だけではなくて、三者一体でという形で考えていきたいと思っております。

委員長

共産党の質疑を終結し、この際暫時休憩いたします。

なお、再開時刻は、3時45分といたします。

休憩午後3時27分

再開午後3時45分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

自民党。

見楚谷委員

一つだけお聞きしたいと思います。

さきの総務常任委員会の中で、小樽市の第2次行政改革実施計画の進ちょく状況等が示されたようではございますけれども、小樽市のこの厳しい財政状況の中で事務事業の見直し、また、時代に即応した組織・機構の見直し、これはもう当然実施が叫ばれていることであります。このような中で、今、時代に即応した行政サービスということで、一つの例を挙げさせてもらいますけれども、東京都の福生市では、毎週水曜日の開庁時間を午後9時まで延長して、窓口業務だけでなく、各種相談など、ほとんどの業務で対応する行政サービスをやっていると同いました。この福生市の野澤市長いわく、「東京都心で働く市民が帰ってくることを考えれば、時間延長は必要である。市民ニーズに合わせてできるだけことをしたい」というコメントを出しているそうです。各自治体、この市民サービス、行政サービスについては、本当に心を砕きながらやっているわけですが、特に今般の情報化、また、少子高齢化の中で、こういう時代に即した、また、弱者への配慮、こういう視点に立った行政サービスが、今、実施が求められ

ております。

本市は、特に札幌圏が隣にあります。この福生市と同じように、要するに札幌に通勤されている方々が1万人前後いるのではないかというふうに思っておりますし、また、仕事の都合でなかなか市役所に来ることができないという方もいらっしゃると思います。こういう方々のための配慮をした行政サービスの在り方ということは、今後考えていかなければならない大きな事項ではないかなというふうに思っておりますので、このたび、先ほど配布をしていただきましたサービスセンターの充実・強化と連絡所の見直しということを視野に入れながら、若干お伺いをしていきますので、お願いをいたします。

サービスセンター連絡所について

まず最初に、サービスセンター、三つあります。駅前、塩谷、銭函、これにつきましては、既にワンストップ行政サービスの導入など、その充実がされてきておりますけれども、八つある連絡所については、近年その利用が減少してきているのが実態であります。この推移を見ましても、そういう状況になっています。改めてまた、報告してもらいたいのですけれども、昨年度の連絡所の取扱件数と管理費用、また、これらの件数の実績に対して、小樽市としてはどのような評価をしているのか、まず伺いたいと思います。

市民部次長

連絡所の関係につきましては、今お話しされましたように、駅前、銭函、塩谷、三つのサービスセンターがありまして、各所長がいるわけですけれども、三つのサービスセンターということでございますので、かわりまして私の方からお答えをさせていただきたいと思います。

まず、昨年度の八つの連絡所の取扱件数ですけれども、総件数が6,448件、また、これに係る管理経費でございますけれども、1,530万1,700円を要したところでございます。また、近年、連絡所の取扱件数が減少の一途をたどっているわけですけれども、開設時の約3分の1の取扱件数となっております。この大きな要因でございますけれども、平成9年度の途中から国民年金・厚生年金現況届の証明が不要となった。これが大きな要因で利用の減少につながっていると、このような状況がありますので、連絡所の取扱件数は、まずこの人件費などの管理経費、これは増加してきておりますけれども、これに反しましてさらに減少していきだろうと。ちなみに、今年状況を見ましても、昨年度の利用状況の3割減で、今、推移をしているところでございます。そういったところから、連絡所の評価でございますけれども、開設時の平成元年度には1万9,979件もの取扱いがあったわけなのですけれども、当時といたしましては、市民ニーズに応じた、そしてまた、一定の役割を果たしてきたのではなからうかなというふうに評価しております。

見楚谷委員

今、資料を基に見ていましたけれども、本当に平成元年度から比べると約3分の1、管理経費が約45.4パーセント増と非常に多くなってきているというようなことで、今、小樽市が抱えている厳しい財政状況、こういうところの中で見直しをしなければいけないだろうというのが、これはもう目に見えているとは思っておりますけれども、そういう見直しをいかにするかというようなことで、庁内で検討されていることがあれば、お示しをいただきたいと思っております。

市民部次長

連絡所の見直しの検討でございますけれども、これまでも進めてきておりまして、どういう検討かといいますと、これまでは他の都市でどのようなこういった行政サービスを実施しているのか、そういう細かな内容などを調査しております。また、この見直しに当たりましては、こういった行政サービスの実施につきまして、関係機関あるいは団体、そういったところと行政サービスの実施に当たって、どういう課題があるだろうかといった協議を行いましたほか市民部だけではなく、庁内の関係部とも連絡所の見直しにつきまして協議、打合せを行いながら、この連絡所にかわる新たなサービスの一つ一つについての検討を現在まで進めてきたというところでございます。

見楚谷委員

冒頭にお話ししましたように、時代に即したようなそういう市民サービス、行政サービスというのが大事になってくるだろうという視点で、今、見直しということも必要だろうということでありましたけれども、今、次長の方からもいろいろお話がありました。見直しを含めて検討をしているというようなことでもありますので、まだちょっと時期が早いかもしれないけれども、もしそういう検討が進んで、この見直しについて、いつごろをめどにどのようなサービスができるのか、それも含めて検討されていると思いますので、そういうことをお伺いします。

また、この連絡所の見直しにつきましては、市民サービスに直結しているということでもありますから、この見直しの内容をじゅうぶんに市民の皆さん方にお示しをしながら、作業をしていかなければならないと思いますけれども、市民に対してどのようにこれから取り組んでいかれるのか、その方法等もお知らせいただきたいと思います。

市民部次長

見直しに当たって検討しております行政サービスの内容でありますけれども、日中はこういったサービスセンターだとか、窓口足を運ぶといいますが、平日は来られない方がいらっしやると。そういう方々のために、例えば事前に電話で申請のあった住民票の写し、こういったものを夜間だとか、土曜日、日曜日に市役所で何とか交付できないものかどうか。それと同様に、事前に申請のあった住民票の写し、これを時間に関係なく営業しております市内の民間施設を利用いたしまして、利用者の都合のよい時間に、この住民票の写しを交付ができないかどうかなどについて、検討を進めているところでございます。

また、一方で、高齢者の方や身体に障害のある方などは、なかなか市役所まで出向くことが困難な方がいらっしやいますので、こういった方につきましても、住民票の写しを直接自宅に届けることができないかと、こういったことにつきましても、現在、検討を進めているところでございます。

また、見直しの内容につきましては、今後、基本的な方針がまとまり次第、市内の各町内会などへ順次説明を行いまして、ご意見をお聞きしながら、年内をめどに内容を決定いたしまして、できれば来年の4月から実施したいと考えております。その際、市民の方々への周知に当たりましては、町内会の回覧板や小樽市の広報などを通じて、市民の皆さんにじゅうぶんお知らせをしながらご理解をいただいて、そういうようにやってまいりたいと考えております。

見楚谷委員

今、次長からもいろいろと答弁をいただきました。それで、先ほど言いましたように、市民直結のサービス部門なものですから、市民の皆さん方への周知をしっかりとやりながら進めていってほしいということを要望して終わります。

佐々木（茂）委員

北しりべし廃棄物処理広域連合負担金について

決算説明書の142ページに清掃総務費というのがございます。北しりべし廃棄物処理広域連合負担金とございます。金額が8,320万7,000円ということで、去年は出ておらず、今年初めて出てきたのかなと思います。これに関する目的はどのようなものであるか、お聞かせをいただきたいと思います。

（環境）管理課長

そこに記載のとおり、北しりべし広域連合の方への構成市町村である小樽市分の負担金でございまして、昨年4月12日に広域連合が設置してございます。14年度の中で総務費関係、例えば整備事業計画等の策定関係、それから総務管理、選挙費等の関係の経費がございまして、それに対する負担ということで、あくまでも構成市町村としての負担金でございます。

佐々木（茂）委員

この構成負担金というのは、今後毎年支出されるのでしょうか。

(環境)管理課長

今後におきましては、毎年度の負担ということになるかと思えます。

佐々木(茂)委員

そして、その金額については、だいたい同額というふうに承知してよろしいのでしょうか。

(環境)管理課長

負担金の関係でございますけれども、構成市町村、6市町村の負担割合につきましては、広域連合の規約がございます。その中で定めているということでございまして、その経費区分の中では、管理費におきましては均等割5パーセント、人口割95パーセント、施設管理費及び運営費に関しましては、処理実績割、それから施設建設事業費及び公債費、これにつきましては計画処理量割ということになってございまして、今後の負担金の関係でございますけれども、例えば15年度予算でいきますと、現在は7,700万円ほど計上してございますが、ただ来年度に向けまして、施設建設が始まります。発注した段階で、入札関係でだいたい金額が決まろうかと思えますけれども、一応建設年度は16年から19年という中で、建設事業が来年の入札の中で確定されていきますと、今時点では額的なものはちょっと申し上げられない状況でございます。ただ、今言えますのは、建設費に係る起債の関係、言うならば16年からの関係になりますので、3年据置きで19年から償還が始まるということで考えていきますと、21年がちょうどピークになるのかなと。また、この間、施設の管理費関係でございますけれども、19年の供用開始ということでございますので、維持管理経費は19年度からかかっていくのかなと、こういうはね返りが各構成市町村の負担金というふうになっていくのかなと考えているところでございます。

佐々木(茂)委員

ただいま、るる説明をいただきましたので、もう少し資料について、後でけっこうですから、先ほど説明していただいたものをいただければと思います。

一般会計から企業会計への繰出金について

次に、市の一般会計から企業会計への繰出金がございます。決算説明書の125ページ、175ページ、183ページですが、これらについて一般会計から企業会計等への繰り出しがございます。私、まだ初めてなものですから、たくさん資料をいただきましたのですが、科目の振り分けと歳出科目、歳入科目、これらについて処理方法があまりわかってございません。もしできれば、お知らせをいただきたいと思えます。

(財政)財政課長

一般会計と企業会計の間の繰り出し、繰入れの関係でございますが、繰り出し、繰入れは各会計で、出す方は出す方の理由によって、入れる方は入れる方の理由によって、それぞれの会計で予算科目を振り分けておりますので、若干複雑になっておりますが、説明いたします。

病院事業会計の一般会計からの繰出金は、衛生費の保健衛生費、その中に病院事業会計繰出金という目をつくっております。そこで14億2,168万円を1本で出しております。受ける方の企業会計、病院会計につきましては、病院事業におきまして、病院事業収益で医業収益の他会計負担金というところで1億4,286万2,000円ほど、医業外収益の他会計負担金で9億8,796万7,000円ほど、同じく医業外収益の他会計補助金で1億4,460万円ほど、付帯事業収益の他会計負担金で6,721万8,000円ほど、病院事業の今度は資本的収入になりますが、他会計出資金ということで7,903万3,000円、合計で14億2,168万円、これを受けております。ですから、病院は出す方は1本ですが、受ける方は五つの科目で受けていると、そういう複雑な形になります。

次に、水道事業会計でございますが、こちらにつきましては、今度は一般会計の方が出す方で三つに分かれております。民生費の社会福祉費の水道事業会計繰出金で1億2,419万3,000円、これは水道料金の減免分を民生費ということで。衛生費の保健衛生費で、水道事業会計繰出金ということで1億2,873万2,000円、これは繰出基準に基づ

く金額を繰り出しているのをここで分けております。そのほかに消防費、水道事業会計繰出金ということで2,535万1,000円、こちらにつきましては、消防関係で消火栓関係の経費を消防費で出しております。合わせて2億7,827万6,000円を一般会計から繰り出しております。受ける方の水道会計ですが、水道事業収益の営業外収益の負担金ということで2億1,364万5,000円、資本的収入の負担金ということで6,463万1,000円、水道事業の方につきましては、収益的な収入だとか資本支出に充てるとかということで、この二つに分けておりますので、この二つ合わせて2億7,827万6,000円を受けております。

もう一つ、下水道事業会計でございますが、こちらも一般会計の方は二つの科目から出しております。民生費の社会福祉費の下水道事業会計繰出金ということで、減免分を9,202万6,000円出しております。それと、土木費の都市計画費の下水道事業会計繰出金ということで28億397万4,000円、合わせて28億9,600万円を繰り出しております。受ける方につきましては、下水道事業会計におきまして、収益的収入で下水道事業収益の営業外収益の負担金ということで25億2,145万5,000円、資本的収入の負担金ということで3億7,454万5,000円、合わせて28億9,600万円ということで、下水道は出す方が二つ、受ける方も二つの科目でございます。

佐々木(茂)委員

たいへん貴重な説明をいただき、これでよりよく市の財政状況が私も把握できるのではないかなと思います。

国民健康保険事業会計の不納欠損について

次に、国民健康保険事業特別会計について、お尋ねをさせていただきます。

審査意見書の58ページ、59ページ、62ページのいわゆる不納欠損の問題についてでございます。今年の不納欠損の処分が2億7,654万4,000円、昨年度が2億6,684万円でございます。それで、本年度の不納欠損が1万7,811件、そして先ほど申し上げました2億7,654万4,000円でございます。るる、この中に説明がございまして、夜間の臨戸訪問又はパソコンを整備し、滞納の情報処理とかいろいろな形の中で回収に努めておるのだというふうには理解をいたしましたのでございますけれども、この歴年増加する国民保険会計事業の中の不納欠損、今後ますます事務量が増加するのではないかなと思うわけでございます。したがって、それらのいわゆる今後の見通しといたしましうか、どういう目標でさらに進めていって、この保険事業会計の不納欠損を減らすような方策を講じるのか、お聞かせをいただきたいと思っております。

(市民)和泉主幹

不納欠損の処理の関係でございますけれども、国民健康保険料不納欠損を切に収納していきたい、こういうふうにして頑張っているところではございます。今、お話があったように、国民健康保険料を確保するために文書の催告、あるいは電話、夜間の臨戸、休日の臨戸など、いろいろ努力しながら進めているところではありますけれども、国民健康保険料は、国民健康保険に加入している方が毎年かかっていくということで、前年度と過年度を両方抱えるという世帯もございまして、これらの世帯に対しましては、資格証、短期証の交付の関係が一つはございまして、それから、現年度分の収納率は国の交付金のペナルティの関係もある、こういうことから、まずは現年度を優先した収納というようなことで進めております。過年度の収納もあわせてお願いしていくわけですが、その世帯の状況等の把握に努めながら、早期に納入をお願いしているということではありますけれども、その世帯によりましては、滞納処分すべき財産がないと、あるいは滞納処分により生活が著しく窮迫させるおそれがある、あるいは所在、あるいは財産の存在が不明などの理由で滞納処分ができない世帯、こういう世帯に対しては、いつまでも不良債権を抱えたままにしておくというようなことを避けるために、これは一定の期間、2年間ということで時効の成立を待って不納欠損にしているところでもあります。

佐々木(茂)委員

除雪の問題について

次に、先ほど佐々木(勝)委員が、除雪の問題について私より先に質問をされましたので、重複になろうかと思

いますが、お願いをいたします。

昨年の除雪費につきましては、8億3,991万644円、今年が9億9,834万8,643円というふうな形で、雪の降雪量も問題がありまして、年度についてはいろいろな状況が変わるということは承知いたしておりますけれども、市民はよりよい処理を望んでいると思います。今年目標、先ほどと重複するかと思いますが、この辺のことで、それから市民からの苦情、実施に当たっての市から市民へのお願い、それから委託業者から逆に市への要望事項、そういったものがありましたらお聞かせいただきたいと思います。

(土木)土木事業所長

平成15年度の除雪の内容につきましては、まだ最終的なものについては確定しておりませんが、今考えていますのは、当然2定で予算をつけます、それに基づいて事業執行していく予定でございます。その中で、特に今こういう財政事情の中でありまして、当然事務事業の執行におきましては、効率化を図っていく。従前から効率化を図るということに努力をしてきております。特に、平成13年度から総合除雪ということで除雪、排雪、路面管理、砂まき、そういうものが以前ばらばらに、別々に業者に発注されていたものを、一括JVに業務を発注することによって、市民にとっても効率的に、また、行政側にとっても効率的な業務を図れるものということで、そういう体制をとって、やっております。さらに、先ほどお話ししましたけれども、実際の雪捨場の管理の中で、雪を海で現在一部処理しているものの効率化を図る方策をとることも考えています。そのほかに、市民要望の強い排雪の部分におきまして、単価の安い方法はないかということでいろいろ検討しております、作業方法についても、一部、試験的に何か安い方法をと考えているものもございますので、そういう効率的な方法を図ろうということで検討しております。

あと、何点か質問がありました中で、苦情、お願いの部分がありましたけれども、市民から市の方に、いろいろ苦情、要望が来ます。年間通しますと、昨年の場合、約1,400件来ています。苦情の数については、雪の降り方だとか天候、いろいろな状況に応じて、一概に毎年1,400件ということではございませんけれども、昨年場合は1,400件あって、その中には除雪に入ってほしいという要望、逆に除雪が入った後の雪処理についての苦情、そういうものも含めていろいろございます。その中で対応できるものについては、すぐ当然やっておりますし、当然できないものについては説明して納得してもらっているところです。

その中で我々も市民の方にいろいろな機会でお話しをしておりますけれども、夜間の車両の駐車をして除雪の作業が非常に不便であるとか、作業効率が悪い、そういうことでの駐車をお願いですとか、市民が自分の宅地の中の雪を道路に出す、道路が雪捨場であるかのように思っている方もいらっしゃるものですから、それについては一昨年北電、NTTの電柱を借りまして、冬期間、雪出しについてはご遠慮願いたいということのPRをしているところでございます。昨年は一部パトロール車でテープを流して、そういう雪出しについての広報もやっております。そのほかに、最近、玄関先の雪の処理についての苦情も多いのですけれども、それについても市の方で、道路の除雪の後の雪処理についても地先の方に原則、お願いすることになっております。そのほかに、路面管理の部分で市の方で限られた時間の中で作業をする上ですべてできないものですから、生活道路なんかでは、道路の急なところ、滑りそうなおところについては、砂箱を市の方で設置するなりして、地先の方に砂を使ってもらってやってもらうようにご協力を願っています。そういうものについては、従前から広報おたるのちょうど冬になる12月号に載せてお願いをしております。今年もそれを予定しておりますし、そのほかに新聞折り込みで、七つのお願いということで、チラシを配布しております。ステーションについては、小樽市は四つの地区に分けて除雪体制を組んでいるものですから、いろいろな苦情、要望の連絡先などを書いてある裏面もありますので、こういったものを見て、地先の方の利用に非常に役立ててもらっているという形になっております。

業者からの市への要望につきましては、総合除雪ということで平成13年、14年、今年と3年目なのですが、総合除雪についてはまだ新しい除雪でありますので、完全なものではございませんので、業者といろいろお話しし

ながら、言うならば、修正を加えながらこの事業を行っているところでございます。

佐々木(茂)委員

先ほどもいろいろな形で説明をいただきましたが、例えば砂箱を設置してございますけれども、聞き及ぶところによれば、砂の持ち去りがあるというふうに聞いておりますけれども、その辺は承知いたしておりますでしょうか。

(土木)土木事業所長

市内で約500か所近い砂箱を設置しております。その中で、市民の方がいろいろな使われ方はしているのですけれども、11月の中ごろになって、ちょうど気温が低くなりまして、雪の降り始めのころが一番路面が滑る状況になって、ある程度雪が降りました圧雪になるとあまり問題がないのですけれども、それでその雪の降り始めのころ、砂箱に砂を補充します。その後、市民の方が当然まくのですけれども、中には持ち去るといのか、一部持っていかれる方もいらっしゃいます。それは持って行って自分の道路にまいてくれるものだとということで私どもは思っておりますので、それについては禁止するものではございませんけれども、当然市民の方がそういう形で砂をまいて、よい生活に結びつけてくれるのであれば、それはそれでよいではないかということであります。

ただ、今までも砂まきについては、市民の方に一部お願いしておりまして、今年もお願いします。その中で砂まきボランティアという、言葉を使っているのですけれども、そういう形で、市の方ではじゅうぶんできないものですから、自分たちでまいてもらうということで、今までも大きな企業が砂をまいてあげるかということで砂を市の方から企業の方に持って行って、まいてくれているという部分もございます。ですから、町内会とかそういうところで自分たちでまくからということで連絡をくれれば、砂箱ではなくて、直接そちらの方に持って行ってまいてもらうということもあります。特に砂をまくということだけではなくて、当然砂をまいた後の春先に砂がたまってということがございますものですから、砂を回収するという作業まで今年はお願しようかと考えています。当然、回収するためには、その後始末ということで、砂袋をお渡ししまして、それに入れてもらって市の方で回収するという、そういう形を春先に考える形でのボランティア、皆様の協力を得て事業を進めていきたいということであります。

佐々木(茂)委員

除雪の基準について、何センチメートルが積もったら、除雪ということとされるという基準があるのか。それから、また、何時ごろまでに一応、重要路線といいますが、朝の通勤までに終わりますよとかという基準があるかと思いますが、お知らせいただければと思います。

(土木)土木事業所長

除雪に関する基準ということですが、業務委託ということで業者の方に委託をして、業者が作業をやるのですけれども、その業務委託の中に仕様書というのがございまして、その中に明記してありますけれども、当然、道路の持つ性格によりまして、非常に交通量の多いところから、一般の家の前の道路までいろいろありますから、道路の持つそういう性格に合わせて除雪の水準というものは決めております。1種、2種、3種と、そういういろいろ大きく五つの段階に分けているのですけれども、その中で一番交通量の多いような道路を1種と呼んでいるのですけれども、そういうような道路では、連続した降雪量が1センチメートルを超える場合に出動すると。出動基準としては、そういう一つの基準を持っています。ただ、毎日少しずつ降るとい場合もございますので、その辺はそういう基準に満たない場合であっても、道路に著しく影響を与えるようなことが予想されるようなところとか、地区によっては風の強いところ、吹きだまりが出るということもありますので、そういう吹きだまりの出てるようなとき、また、予想されるとき、それとか雪が降らなくても出動しなければならない場合、特に2月、3月になると暖気になりまして、気温が上がって逆に路面がざくざくになるようなとき、雨が降ったとき、そういうような場合がございます。そういうような場合も、出動することを想定して基準を決めております。

出動する作業時間のことについてのご質問ですが、それも1種、2種というのですか、種別によっている

いる基準は違うのですけれども、一番大きな1種といいますか、交通量の多いような場所の道路については、一応終了時間は午前8時までということで一つの基準になっています。通勤、通学等の交通混雑の発生する前に作業を終えるようにということで、そういう交通量の多いところについては、そういうふうになっています。作業時間は、その業者によって違いますけれども、早いところであれば夜中零時ごろから作業をやっているところはございます。特に学校周辺については安全上のことも考えて、児童たちが通学する時間帯については作業をやらないように。それは1種でないほかのところも、そういうような形で指導しているところでございます。

佐々木（茂）委員

除排雪の問題については、雪の量等の問題もあろうかと思いますが、少ない予算でよりよい効果を市民は望むことだと思っております。そういうことを期待申し上げ、質問を終わります。

吹田委員

産業廃棄物の処分事業費用について

まず、小樽市の産業廃棄物等処分事業会計決算書の関係でございますけれども、産業廃棄物等の処分事業費用ということで、決算が載っておるのですけれども、支出としては、維持管理費の中でも大きなものは委託料というものです。それから、委託工事費という二つのものが7,000万円と、3,000万円強という形になりますけれども、この支出の内容につきまして、お聞きしたいと思います。

（環境）管理課長

それでは、決算書の5ページの部分でございますけれども、これは財務諸表に係るところでございまして、その附属明細書ということでございまして、金額的には税抜きで計上になってございます。今、おっしゃられました、まず委託料の部分でございまして、7,076万円ほどの内訳でございまして、施設管理業務、これは埋立業務関連でございまして、これが6,580万円、警備委託の関係が101万5,000円ほど、それから水質検査の関係が90万円、このほか除雪の委託が179万円ほど、あと測定の委託が50万円ほどございまして、トータル7,076万円ほどになっているわけでございます。

もう一つの委託工事費の関係、3,200万円ほどの内訳でございまして、防じんネット、これはごみの飛散防止ということで、防じんネットの設置工事をしてございまして、これが482万円。それから地域振興ということで、地元町内会の対応でございまして、ツルカケ通線の改修工事、これが2,657万円。このほか、同じくツルカケ通線の排水補修をやってございまして、これが68万円ございまして、トータル3,207万円ということになってございまして。

吹田委員

まず、委託料ということでございまして、これは委託契約を結んでいらっしゃると思うのですけれども、これにつきましては、先ほどもちょっと出たのですけれども、これは入札等でやっているものでございまして、これが指名なのか、随意なのかという問題なのだと思いますけれども、これはいかがでしょうか。

（環境）管理課長

委託の部分でございまして、まず、施設管理部門の部分では随契でございまして、もう一つ、その警備の関係も随契でございまして、あと水質検査の関係につきましては、入札の形をとってございまして、除雪は随契でございまして、あと測定の部分では、ちょっと手元に資料がございません。その測定の部分、報告できませんけれども、委託料の内訳といたしましては、以上でございまして。

吹田委員

いろいろな事情があって随意契約等がされていることもあるだろうと思っておりますけれども、市民の方から考えますと、適正な対応がどのようになっているかということを考えますと、そういう部分がいつもいろいろ疑問になる部分もありますので、こちら辺のところにつきまして、市民の皆さんにきちんと説明ができるような形で進めていた

だきたいと思います。また、この委託契約につきましても、単価的なものが、いわゆる業者が言ってきた金額がそのままになるのか、それとも市の方で専門家がこのような金額の範囲であればということで単価を設定していただくのか、この辺につきましても、いかがでしょうか。

（環境）管理課長

ちょっと今のご質問の前にお答えしたいのですが、施設管理業務の関連でいきますと、現在は随契でございますが、13年当時は入札をやってございます。

あと、金額でございますけれども、随契関連で言いますと、私どもの試算しているものがございますけれども、その範囲内のものかどうか、相手から見積りをいただいた中で、その段階で判断をしているということでございます。

吹田委員

これにつきましても、適正な形で進めていただければと思います。また、先ほどの委託工事費の関係の中で、地域振興の関係でということである程度の金額が出ていますけれども、これにつきましても、単年度なのか又はこれからずっと続くものなのか、この辺いかがでしょうか。

（環境）五十嵐主幹

今後当然ながら、産廃処分場の近くに町会と申しますが、地域住民がいらっしゃいますので、いろいろな面で処分場のご協力をいただいているという中で、当然協議と申しますが、いろいろな中で検討したり、協議していかなければならないと。

環境部長

ちょっと答弁がかみ合っていなかったもので、私の方から補足させていただきます。

この産業廃棄物最終処分場の運営に関しましては、建設時に地元の寅吉沢町内会の同意をいただいて、事業を始めさせていただいたということです。その中で地元町会の皆さん方から、地域の環境整備と申しますが、そういったことを今後進めるべきだと。たしか平成8年に町内会館の建設をしていただいているようですが、市の方で産廃処分場事業会計の中で、助成事業として整備していくと。さらには、このツルカケ通線につきましても、あの寅吉沢町内会の通りが非常に狭あいであるということがありまして、不便があると。地元の方から何とかその道路を変えたいという要請がありましたので、市として町会と話し合って実施をしました。これにつきましては、平成9年から実施をしております、これまで臨時的に実施をしてきました。そして、今回ここにお示ししている金額、これは平成14年度の金額でございますので、この15年度をもって道路の改良は一応完了したと、こういった状況でございます。

ただ、今五十嵐主幹から申し上げました内容につきましては、しかし、今後とも、まだ20年以上にわたって、恐らくこの施設を供用していくということを考えた場合に、やはり地元の理解は不可欠であると。そういった中で、地元からいろいろな要望を出されたものにつきましては、それが地域全体の振興なり、あるいは地域全体に役立つ事業であると、こういったことを取捨選択をして、地元と話し合いながら実施をして、また、理解を深めていただかなければならないと、このように考えております。

吹田委員

どちらにしましても、経費については、いろいろ全体的に財政が黒字でございまして、そういう中でこちらからの経費が少しでも下がっていただければと、こう思いますし、これについては産業廃棄物の関係でございますので、当然処分については、そういう処分料というのは、全部お金を取っていらっしゃるという感じなのですけれども、関係を見ますと、収入と支出の関係については、大分差が出てきているという形で、今、事業者が突然産業廃棄物は有料だということになりまして、あるときから変わってきたのです。それを考えますと、なるべく皆さんに負担をいただくことは必要だと思いますけれども、それがかかる費用に対してどの程度持っていただくかということが

大事だと思えますのです。この辺のところは、これからの事業の展開もありますけれども、この辺につきまして、今、単純にこちら辺をただ見ていますと、差別的にいうと、だいたい35パーセントぐらいが残っているという感じで、この辺は、いやいや、これはもっともっと違うところにこういうものがありますよとかあるかもしれませんが、その辺のところにつきまして、負担をいただくことは大事ですけれども、それを必要以上の負担かどうかということについて、この辺はいかがでしょうか。

環境部長

このかかる費用について、それは単に行政の内部だけでのみ検討しているわけではございません。処分場と申しますのは、ここ20年間と言いながらも、いわゆる防災計画、例えば埋めるという行為ですから、地形を崩壊するという行為と考えたときに、今後、そういった防災工事を含めて、跡地利用との関連も含めて、いろいろな経費がかかってくると思えます。今、内部留保は数億円持っていますが、例えば、今これから20年後に地域のいろいろな要望や、そしてニーズにこたえていくために、公園の整備だとか、あるいは体育施設のようなものをつくっていくといった場合には、まだまだたくさんのお金がかかってくるだろう。そういった意味では、この処分事業会計のお金も、今後とも積立てしていきながら、さらにはまた、地域の理解も図っていかねばならないと、こういったような施設でございます。また、料金設定に対しましては、これは札幌の処分場に同種のものでございますが、ここよりもあまりにも安く落ちた場合に、いわゆる外部から、市外から大量にこういう廃棄物といったものが域外からも流入してくるような、そういった問題等もあるわけです。また、あるいはこういう公共工事に伴って、いろいろな効力が出てくるものと思えますのは、ある程度の相場といったものでございます。そういった相場を見ながら、こういった料金設定をしていくと、こういったことも1点ございますので、私どもとしても、道央圏に隣接する小樽市として、それにふさわしい料金と、こういったことはどうしても必要になってくると、このように思っております。

吹田委員

ただ、これ、今おっしゃいましたように、ある程度の資金を持って、繰越金を持っているということですから、どの程度持つのが正しいのかということにつきまして、これから少し年数をかけて見ていきたいと思えます。

国民健康保険の保険給付金と老人保健拠出金について

続きまして、国民健康保険事業特別会計の中で、今回は収支的には19億円ほどの支出済額が減ったということでございまして、これにつきまして、保険給付費と、それから老人保健拠出金がそれぞれ減少したものであるということなのですが、この内容につきまして、もう少し詳しく教えていただきたい。

(市民)保険年金課長

ただいまの決算審査意見書の63ページの数字かと思えますけれども、この件につきましては、大きくは制度改正があったということで減少してございます。内訳でございまして、保険給付費で11億7,000万円ほど変更になってございます。これは、医療機関に加入者の皆様が受診されたときの3割は本人にご負担いただきますが、残りの7割分を国民健康保険事業特別会計から各医療機関に支払っている部分なのですけれども、これにつきましては、14年4月に診療報酬改定のマイナス2.7パーセントがございました。これの影響、これに関してはもうちょっと大きく影響を受けております。それから、14年度だけの制度なのですけれども、地方自治法の施行令が変更になりまして、14年度だけは普通は12か月分の医療費を払わなければならないのですけれども、1か月少ない11か月分だけで済んだというものがございまして、これの影響がございまして、療養給付費というもので10億4,000万円ほど削ってございます。それから、老人保健拠出金の方でございまして、14年10月に老人保健医療制度が変更になりました。これで、老人保健拠出金の算定方法が見直しになりまして、9億4,000万円ほど減少になったということでございます。

吹田委員

そうしますと、これ、14年度だけの形ということで、15年度につきましては金額は若干また増えるということ

見ておいていいのですか。

（市民）保険年金課長

これは、保険給付費、医療費の支払の方につきましては、今、吹田委員がおっしゃられましたように、1か月増えて12か月分の支払になっております。これが今の15年度の数字、近似値になりますけれども、1か月分で約7億円ほど増えるということになります。医療費の支払につきましては、そういうことになります。

それから、老人保健拠出金になりますけれども、平成14年度は10月に改正があったものですから、5か月分だけの影響で9億9,000万円ほど落ちておりますけれども、15年度は7か月分の残りの影響がありますので、11億円ほど増額になります。これは当初予算の方には盛り込んでございますけれども、そういうような影響で、総体的には14年度よりも15年度の歳出額は増えてございます。

吹田委員

老人保健関係業務について

国民健康保険は、たいへん金額も、また、保険料自体の収入もいろいろと問題がありますので、こちら辺をいかに減らしていくかということが大事かなと思うのですけれども、これにかかわってちょっと視点を変えまして、保健所にお聞きしたいと思いますけれども、老人の健康維持の関係では、たいへん保健所が活躍されているのですけれども、事務執行状況説明書の87ページには老人保健関係業務という形で項目が載っておりますけれども、その内容につきまして簡単に教えてください。

（保健所）保健課長

老人保健に対してのお尋ねでございますけれども、保健所におきましては、高齢者の保健対策ということで、総合的に事業を実施しているところでございます。大きく分けまして、体系として五つほどあるかと思えます。一つは健康診査に関するものでございまして、生活習慣病の早期発見、それをさらに適切な治療につなげていくというものでございます。それからもう一つは、健康教育に関するものでございまして、みずから健康に関心を持ちながら健康管理していくというような趣旨でもって、いろいろな教育、啓発をやってございます。それから、三つ目に健康相談でございますけれども、これはいろいろな個別の相談に応じまして、指導、助言していくというようなものでございます。それから、四つ目が訪問指導でございます。保健所の職員がいろいろな地域に出向きまして、介護予防の支援あるいはその家族に対する支援、それから健診に関するフォローというようなことで、いろいろな必要な指導をしているところでございます。それから、五つ目には、機能訓練ということで、心身の機能が低下している方に対しまして、維持回復するような訓練をやっているということでございます。

吹田委員

この老人保健の関係の業務につきまして、どこを見ましても、予算的にどの程度かかっているかよくわからないのです。それで、これにつきまして、全体的にはどの程度の費用がここにかかけられているのかということを知りたいのです。

（保健所）保健課長

14年度の決算ベースで申しますと、老人保健費としましては、2億302万6,000円でございます。

吹田委員

保健指導実施とか、健康相談実施とか、健康教育実施とかと、こういう関係の費用として、こんなにかかっているのですか。

（保健所）保健課長

決算の中身に関するものでございますけれども、健康教育につきましては、いろいろ持っていく教材等に使用しております。決算で56万5,000円ほどでございます。それから、健康相談でございますが、これは検診結果を通知する通信費あるいはリーフレット等に使用しまして、47万7,000円ほどでございます。それから、訪問指導で

ざいですが、訪問指導を委託している部分がございます。それが主でございます、160万円程度でございます。それと、機能訓練でございますが、これは材料費等に使用してございまして、263万6,000円でございます。それから、健康診査でございますが、これは医療機関の方に委託料ということで出してございまして、これが主なものでございます。基本健康診査のほかに各種のがん検診、肝炎のウイルス検査等をやっております、1億9,069万1,000円でございます。

吹田委員

今、一生懸命努力されている中で、こういう訪問指導実施という形、これは恐らく保健師さんが回られてやっていらっしゃると思うのですけれども、私は前にも言ったのですけれども、こういう形のことももっともっと幅広く地道に広げていただければ、私は健康を害さない形のことをどんどんやっていただければなと思っております、ここにもっともっと予算をかけていただきたいなと思って、質問させていただきました。これからも老人の皆さんが健康で長生きしていただけるようなことを積極的にやっていただいて、別の費用がかからないような形でぜひやっていただきたいと思っております。

委員長

それでは、自民党の質疑を終結し、市民クラブに移します。

森井委員

海岸線のごみについて

最初に、またかと言われるとは思いますが、海岸線のごみについてなのですが、ボランティアの方々がずっと海岸線でごみ拾いを行っていただいていると思うのですが、それに対して市としてそのごみを処理したりとか、そういうことがあるかと思うのですが、そのごみの量とか処理経費がどれぐらいのものなのか、わかる範囲で教えていただきたいと思っております。

(環境)管理課長

海岸線のボランティア清掃の関係でございますけれども、平成14年で申し上げますと、ボランティア清掃は13件ございました。収集量の関係でございますけれども、17.6トンほどございまして、これにつきましては、市直営のパッカー車による収集ということで、延べ13台を出してございます。このほか、ジープによる収集もございまして、今、委員おっしゃられた経費の関係でございますが、直営ということの中では経費的なものはちょっと算出できないのかなと。ただ、例えばそういうケースを委託にした場合ということで、あくまでも仮定のことでございすけれども、だいたい収集に行って埋立処分場に持っていくという中では2時間程度の時間がかかるだろうということで想定しました金額で申し上げますと、先ほど言いましたように、13台ということでございすので、だいたい20万円ほどの額になるのかなと思っております。

森井委員

時間算出までしていただけたとは思わなかったのですけれども、今、お話に出た13台というようなことなので、このぐらいのかなというような気もするのです。それにしてもいわゆる本来だったら処理するべきではないごみに対して、費用をかけていると。道が管理されている海岸線においても、市としてきれいにしていきたいという、そのボランティアの方の思いを受けて、そのような対応を行っているということは、とてもよいことだと思っておりますが、実際そのようなごみに対してお金をかけるというか、そのような処理を行っていくこと自体は、私としては残念だというか、実際はごみがない方がいいわけで、そういうごみを捨てられない方がいいと思うのです。今後ごみを捨てないようにしていただくということに関して、考えていかなければいけないのかなと思っております。

その中で、教育的なこととかそういうことも当然必要なのですが、今日はそうではなく、土木部に対して、以前ちょっとお話ししたプレジャーボート等にかかわる事故防止に関する条例が道として施行されるわけですが

も、これは防災に関してということになるのですが、この中で知事によって、その水域を限定できるという条文があるのですけれども、そのエリアにおいて、漁業者又は海水浴場等がありまして、そのエリアはプレジャーボートの出入りを禁止しましょうというようなことが、簡単に言えば、行うことができるということなのですけれども、実際そういうエリアができた場合、それ以外のエリアが必然的に良いというような形になってしまうと思うのです。このような形で場所が限定されていくことによって、そういうごみ問題、ごみ問題だけではないのですけれども、そういう問題が部局に集中するというふう考えられるのです。今後そのような問題が大きく浮上することによって、その場所を、今後ハード事業とかも取り入れていかなければいけないのではないかというようなお話も出るのではないかと、考えているのですけれども、そのことにおいて土木部として、何か感想というか、考えられているようなことがあれば、一言お願いしたいと思います。

（土木）管理課長

正直言って、道の方で条例をつくっているということも承知していなかったのですが、たいへん申しわけないのですが、これを見ますと、来年の6月30日から適用されるということで、海岸の保全区域の管理につきましては、北海道が管理すると、こういうことで、当然それぞれ市町村の区域がございますので、北海道が管理する中で当然地元の市町村の意見を聞きながらということがあると思います。委員がおっしゃられた指定された場合についてのことも、当然その中に出ていまして、市町村の意見を聞いてということなので、当然そういう意味で、小樽市と北海道が協議しながら指定していく場合には、そういう事務作業というか、続けることになると思います。その中で、海岸の部分について、土木的ないわゆる施設とか、そういう点のハード事業を求められた場合、どうするかということがありますが、海岸につきましては、漁業者の関係とか、観光的な面、海水浴場とかいろいろございますので、小樽市の中でも土木部だけの単独な判断というのはなかなかしづらい部分もございますので、プレジャーボート等の話につきましては、そういう事故のあったときにも、部内でもいろいろ関係の部署集まって協議した経過がございますので、そういうときには、市の中でも、そういう関係の部局でいろいろ協議した中で、どういうものが可能なか、どういうことを道と協議しながらやっていくかという話になるかと思えます。

森井委員

先ほど言葉でなかったのですが、水域利用調整区域ということで、プレジャーボートの条例の第18条にもあるかと思うのですけれども、私としては人が海岸線に出入りすること自体に関しては自由でももちろんいいとも思いますし、はっきりいって、これだけ自由な場所を管理するというのは、基本的にはあまりしたくはないのですけれども、実際の今のモラルとかという部分を考えると、今後市としても考えていくべきことが必要なのかなと。特に、現在では、海岸線というのは道の管理である部分がありますから、対応できる所管というのが、ここというものには限定できないと思うのですが、今後は市としても、行革の一環で、部の再編が行われるような話を聞いていますので、そういうことに対応できる所管も必要ではないかなと。これは今日の所管の範囲内ではないのですけれども、一応要望したいと思っております。

また、今後、そのような形で海岸線の管理システムをもし考えざるをえない場合なのですけれども、個人的な意見としては、人の出入りというよりも、車の出入りが大きな問題になってくるのかなと思っております。車自体がキャンプとかを行うときに大量のものを持ち込むこともできますし、又はプレジャーボートにおいても手で運ぶことは不可能ですから、車の出入りということにおいて、これは対応できることになりますから、この車の出入りに対する制限というか、そういう管理ということが、今後の大きな役割になってくるのかなと思っております。

ポイ捨て条例の関係について

質問を変えまして、北海道の空き缶等の散乱防止に関する条例なのですけれども、前日の予算特別委員会でもいろいろ説明を受けたのですが、道の条例が12月1日に施行されると思うのですけれども、施行に伴って、北海道がどのような形で対応するのかということをお伺いしたい。

（環境）管理課長

道のポイ捨て条例の関係でございますけれども、道の対応といたしましては、その条例の中で、まず、空き缶等の散乱防止に関する総合的かつ計画的な施策を策定するということ。もう一つは、その施策推進を図るために基本方針も策定すると。この中では散乱防止の啓発普及、それからその推進体制の確立関係、さらにはその環境美化促進地区の指定に関する事項、それらを盛り込むということになってございまして、7月時点でございまして、私どもの方にその基本の策定に絡んでのお話かと思っておりますけれども、12月1日施行に向けて、空き缶等の散乱防止対策の動向調査ということも受けてございます。このほか、その空き缶等の散乱防止期間を設けるということで、道の方の対応としては、主にこういうことが考えられるのかなと思っております。

森井委員

このような条例は推進していただきたいと思うのですが、なかなかそれがどのような形で見目での行動になってくるのかというのはすごく気になりますので、ぜひそれがどのような形になるのかということが明らかになった場合は、報告いただければと思います。特に、環境美化促進地区というようなお話もありましたけれども、それは市町村の方の申出で対応できる範囲になってくると思います。これは、基本的にたぶんまちなかを中心としたものとしての想定なのかとも思うのですが、実際、自然豊かな小樽ですから、これが決してまちなかだけではなくて、今、お話ししたような海岸線や又は山、川、そういうことに対応できる内容でもあるのかと思いますので、ぜひその環境美化促進地域として、そのごみ問題に対して対応していただければと思います。

新市立病院のヘリポートの位置づけについて

次の質問をさせていただきます。

全く別な質問になるのですが、新市立病院についてなのですが、北海道内の災害拠点病院一覧というものを示していただいたのですが、こちらの一覧におけるヘリポートの位置づけについて、説明いただければと思います。

（樽病）総務課長

道内の災害拠点病院の一覧表をお出しいたしました。平成14年5月1日現在ということで出しております。ヘリポートにつきましては、病院敷地内に離発着場を有することというのが原則でございますけれども、やむをえない場合につきましては、病院の近接地に非常時に使用可能な離発着場を確保することで許可されることになっております。ただし、この整備基準につきましては、国の方で明確な基準が示されていないために、北海道でおおむねの基準が示されておまして、病院の敷地内に設けることが困難な場合には、5キロメートル以内の近接に設けることでよろしいということになってございます。

森井委員

小樽においては、後志管内で唯一の市立病院がその位置づけになっていると思うのですが、この中で病院からの距離、ヘリポートが2キロメートル以内にあるというようなことがあるのですが、この2キロメートル以内のヘリポートとして指定されている場所はどちらになりますか。

（樽病）総務課長

市立小樽病院におきましては、花園公園グラウンドということになってございます。

森井委員

ヘリコプターが発着するというぐらいの規模の出来事ですから、緊急性を要しているものだと思うのですが、道としては5キロメートル以内というように指定はされていますが、2キロメートル離れているというのは、そこからまた、救急車で運ぶにしても10数分かかると。緊急性を要するのに、さらにその10数分というのは、本当に致命的なものだと私は思っております。そのヘリコプターの緊急発着場について、新市立病院の基本構想の中では検討するというようなお話がありますが、今まで検討された内容、又は今後どう検討するかというような

ことが何かあれば、お話をお願いしたいのです。

（総務）市立病院新築準備室長

新市立病院でのヘリコプターの発着場についてでございますけれども、これにつきましては、この6月に策定いたしました基本構想の中でも、先ほどから申し上げますように、後志の2次医療圏の拠点病院として市立小樽病院が指定されておりますので、この基本構想におきましても、災害医療に対応するためにヘリコプターの発着場を設置するという示しております。策定に当たりましては、院内における検討部会とかでいろいろ検討してまいりましたけれども、今の時点では建設場所が決まっていないということで、今後は建設場所が決まった時点で、周辺環境やあるいはその敷地の形状等につきまして、いろいろ場所が変わってまいりますので、場所が決まった時点で具体的な設置場所を検討していかなければならないということになっております。

それで、現在のところ他都市を見ますと、函館なんかは屋上にヘリポートを設置しております。それから、札幌医大もそうでございますけれども、この屋上に設置することになりますと、非常に規模といいますか、構造といいますか、そういったものを強くしなければならぬということで、約1億円の費用がかかるわけでございます。それから、小樽の場合も当然雪が降りますので、冬期間についてはヒーティングのランニングコストなんかかかるわけでございますので、そういったようなことで検討の中では駐車場の一角にヘリポート発着場を設置してはどうかというような形の意見もございましたので、そういったようなことについては場所が決まりましてから、具体的に検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

森井委員

ヘリコプターの緊急発着場に関しては、どうしても病院において2次のお話になってしまうかと思うのですけれども、後志管内でこの災害としての病院は、ここ1か所になりますから、こちらの対応というのは、後志としても大きな役割を果たすのではないかなと思っておりますので、今後の検討をお願いしたいと思っております。

病院の救急指導・対応について

また、もう一つ別に病院のことについて質問があるのですけれども、現在、小樽市として病院において救急指導というか、救急対応においては、現在どのように何が行われているのか、お教えいただきたい。

（樽病）事務局長

私どもでは通常救急の受入れはしておりますけれども、そういった中で特別プログラムを組んで、市民啓発とか、そういう形でやっているものはございませんが、例えば消防機関なんかで主催される講習会には、看護師や医師が出席したり、そういった中で勉強を少しでもしていこうという形では対応をしております。

森井委員

その消防署の主催の形で、そのような講習とか行われていると思うのですが、今回の新市立病院の基本構想の中において、その消防のワークステーションというか、そういうものの設置に関しては何の構想もないのでしょうか。

（総務）市立病院新築準備室長

今、消防との連携の関係で、ワークステーション等の設置について検討しなかったのかというご質問でございますけれども、これにつきましては消防の方から、ワークステーションについての設置の話がございました。ただ、これは消防の方でもまだ具体的の方針が決まっておりませんので、これは、今後、消防の方針が決まりまして、もしワークステーションなどを設置するというのであれば、病院との連携を進めていかなければなりませんので、今の段階では、ワークステーションについては消防が検討を進めていると、実施するかどうかについては、まだ決まっていないということでございます。

森井委員

新市立病院を設立するに当たって、高度な医療化というものが問われてきていると思うのですけれども、小樽市の人口におけるもので、年齢層を見ても高齢者の方が多いと思うのですが、医療の高度化だけではなく、その

輸送とか又は倒れた方の一番近くにいる方の対応というものが、今後問われてくるのではないかなと思います。病院と消防署・救急隊と一般市民とのその三つの連携ができて、初めて死亡率の低下につながったりとか、そういうことになると思います。今後一般市民に対して、救急手当、応急手当や又は心肺蘇生法等を広めていくシステムを病院が、いわゆるそれに関する専門家ですから、病院の方からも打ち出し、救急隊と連携をして、市民に対してその周知を、今回のこの新市立病院基本構想に伴って、施策又はそのような機関をつくっていただければなと思っておりますので、ご検討をよろしく願いいたします。

委員長

それでは、市民クラブの質疑を終結し、れいめいの会に移します。

大橋委員

廃棄物処理にかかわる指導・地域体制について

まずは、本日の締めということもありまして、質問の通告は3件していますけれども、2件やめて1件にします。

衛生費の環境保全費に関連して、調査費の話が出ていたのですが、民間の環境にかかわる問題で廃棄物処理にかかわる産業や企業への市内における指導や、地域体制はどういうふうになっていましたか。

(環境)管理課長

廃棄物処理法に基づく施設の関係ということかと思えますけれども、一応その立入検査の関係につきましては、今、申し上げた廃棄物処理法の第9条の中で言われておりまして、廃棄物の取扱い、言うなれば、その処理過程での保管状況が適切なのかどうか。また、その廃棄物の飛散あるいは流失、それから悪臭防止等がきちんとされているか、そういうようなことでの立入検査はやってございます。

大橋委員

民間の代表的な施設二つについてお尋ねをしたいと思いますけれども、一つは天神に油化リサイクルセンターというのがあります。これの業務内容についてお尋ねします。

(環境)管理課長

油化の施設ということでございますけれども、あそこに産廃の中間処理施設ということで、熱分解の部分と焼却炉がございます。熱分解の方は、炉で廃油、廃プラ、ごみくず、それらを取り扱って中間処理しているということでございます。焼却炉の方は、廃プラスチック類の焼却ということでやってございます。

大橋委員

熱分解、焼却、いずれも一番環境問題、公害に直結しやすい問題なのですが、あの施設が周辺環境に及ぼしている影響と、それから公害の可能性なんかについては、どういうふうに思いますか。

(環境)管理課長

特に付近住民からの苦情等は、現在ございません。委員もご存じのように、14年の12月からダイオキシン類の関係等もございまして、規制も厳しくなっておりますので、それに合致した施設ということになってございますので、現在特に苦情等は受けてございません。

大橋委員

それで、苦情等はなかったということは、営業を始めてから現在まで、特に市として指導をした部分とか、トラブルになった部分とか、そういうことはないというふうに解釈していいのですね。

環境部長

管理課長のお話ししたことは、最近の事例でありますけれども、私が知る限りでも、これまでもやはり3回、4回ほどは、周辺の住民からも苦情があって、例えばにおいがすると、あるいは煙が出ると、こういったことに対して、それぞれ立ち会いをして、そして改善をさせたと。たしか1年か2年ほど前には、窯ですか、要するに分解炉

の窯に、こういった原因がわかりませんが、少しひびが入りまして、消防の出動あるいは警察出動とか、そういったことがあったのは事実です。

大橋委員

土砂処分場の環境問題について

それで、さっき建設残土が大幅に減っているという処分場に関しての話が出てきていたので、ちょっと通告していないけれども、聞きたいのですが、建設残土を処分場に持っていった場合に、その料金ですけれども、立方メートルなのかトンなのかわかりませんが、どういうふうになっていますか。

（環境）五十嵐主幹

20キロ12円になっています。

大橋委員

土砂処分場の民間施設ということでお尋ねするのですが、「塩谷4丁目6番1号内土砂処分場」という看板が、ちょうど手宮側の観光道路のところに出ています。その奥にそういう施設がありますが、この業務開始年、業務内容等について教えてください。

（建都）都市環境デザイン課長

一般的に土砂処分地につきましては、宅地造成等規制法の規制区域の中であれば、そういった許可を受けることとなっておりますが、当該地につきましては規制区域外ということで詳細についてはわかりません。

大橋委員

五、六年前から森林を伐採して、斜面を大規模に整備し、そして沈殿池をつくり、そしてダンプも頻繁に出入りをしています。それだけの施設に対して開発行為の届出もなかった。それから森林伐採の方の問題点もなかった。その辺につきまして、法的に今はなんでもないというお話なのですが、やはり山の中にそういうものをつくっていく場合には、全く規制はないという解釈でいいのですか。

（建都）都市環境デザイン課長

都市計画法によります開発行為につきましては、建築物等の建築が前提となりますので、都市計画法につきましてもその該当する法的な取決めはございません。

大橋委員

都市計画法上の建築物ということではわかりました。いわゆる廃棄物処分場というような考え方では、そういう規制はないのですか。

環境部長

この塩谷4丁目の方は、これは残土というものは廃棄物ではないという関係がございますので、廃棄物処分場の関連は一応ないということになります。ただ、大橋委員がおっしゃった内容につきましては、これも私が当時、環境部の管理課長だったころ、今からもう六、七年前になると思いますが、そのときに当初あそこの場所に、地権者の土地を借りて、たしか余市の業者もこの残土処分の仕事を始めたということで、一時そういったことで周辺から、あそこにああいうことをさせていいのかということの苦情がありまして、当時、私と、それから建築都市部の担当課長といろいろ相談をしまして、現地を見に行った経過があります。そうすると、その水の問題、確かにあそこは宅地造成等規制法区域内からも外れている場所でありまして、法規制がかかる場所ではないのですけれども、そういったその流水の問題や排水の問題が、水が道路に流れ込むような実態があったものですから、これは法規制ということの以前の、周辺の環境保全を適正に守るべきであるという判断から、相当業者に厳しく指導したことがございます。その後、その業者が我々の方が行ったことが影響したかどうかわかりませんが、やめまして、現在はたしか小樽市内の解体業者があそこの運営を始めたようであります。その際に、私どもとしてその業者に申し入れるということは、確かにここについてはそういう開発行為の規制はかからないけれども、やはりそれに準じた形で、自

然環境にじゅうぶん配慮した形で周囲に迷惑をかけないということを前提に、適正に管理するというのをいろいろ説明をさせていただいたと。また、業者もそういうことで、引き続き管理をしたいというようなお話がございました。ですから、その業者は解体業であるとか、あるいは市との関連もある業者だと思いますので、やはりその周辺を歩いて、何か疑問があれば、やはりこれは市の方に申し入れいただければ、私どもとしてもその業者を呼んで、指導したりという中で対応は可能であるというふうに思っております。私も最近ちょっと現地を見ていないので何とも言えないのですが。

大橋委員

水道局にお尋ねします。

そこから100メートル弱のところ、塩谷川の取水場がありますが、現在は取水を中止していると聞いてますけれども、中止した年度、それから廃止したのか、それとも予備として今も整備を続けているのか、それから再使用の可能性はあるのか、お尋ねします。

（水道）工務課長

今のお話の部分は、塩谷浄水場の上流といいますか、塩谷水源のことになりますけれども、塩谷浄水場につきましては、平成6年1月に天神系からの給水に切り替えてございまして、浄水場は今のところ休止してございます。それで、特別な整備の予定も今のところございません。将来につきましては、本来水道事業の最近の大きなテーマというのは、当然コスト縮減ということになりますけれども、このまま方向性としては、天神浄水場あるいは豊倉浄水場といった、こういった大きな施設のスケールメリットを生かしてコストを縮減していこうということになるかと思っておりますので、塩谷浄水場については、今後、運転を再開するというような状況は、特別な何かの突発的な状況がない限り、そういったことにはならないだろうと考えております。ただ、万が一のそういう特別な状況ということが全くないということも言えませんので、水利権等については、今後も特別なことがない限り保有していくという考えを持ってございます。

大橋委員

市民から私の方に、この問題で直接言ってきた部分というのは、今、浄水場は取水場が廃止されているから本当によかったのですけれども、雨の日には沈殿池があふれて泥水が塩谷川に流れ込むのです。それから、当然、道路脇にずっと溝とかそういうものがついてるので、その水も直接塩谷川に流れているのです。それで問題点は、けっきょく水の中に、単なる泥水であればそれはそれでいいと思いますけれども、水が本当にただの泥水なのか、もっと土砂だとか、何を捨てているのかよくわかりませんから、そういうところからしみ出てきた水に何が入っているか、チェックをしていない状態が今も続いているわけです。それから、市の方で設備について関知していないということでもありますから、これは変なものを運び込んでいるということは私は絶対言っておりません。要は、ダンブカーが来て土砂を持っていっているだけなのですけれども、その土砂にけっきょく建設残土が混じっているのか、どんな性質の土砂なのか、そのチェックも一切現在行われていません。

そういう部分からしますと、非常に桃内だとか、それから今そこから200メートルしか離れていないところに市の旧伍助沢の処分場があるわけですが、そこはいまだに排水についてはきちんと浄化をしているわけです。そのすぐ200メートル先のところは全くチェックがされていない状態があるということに対して、私も市の許可が出ているものと思って質問を組み立てていたのですけれども、それが本当に出ていないという形で、もしもけっきょく何か業者の、今のところは良心に頼っているわけですが、そうでないときにチェックできない体制に、小樽市があったのだなということを感じているものですから、それについての見解をお尋ねしたいと思います。

環境部長

正直言います、私が記憶にあったのは、その余市の業者が変わったときに、下に流出防止えん堤をきちんとつくる、あるいはまた、沈殿池つくるといったことがありましたので、適切に行われるというものを見届けて、私も管

理をしたと思っていましたのですが、その後、実は見ておりません。ですから、今のようなご指摘があれば、確かに市といたしましても、例えば土といっても、やはりいろいろな種類の土があるかと思えますし、周辺環境に影響を与えないような、そういう措置をとらせるということは必要だということで、これは法律の問題ということではなくて、その業者にしても、倫理的な見地もあろうかと思えます。今後、環境部、それからまた、環境部以外の部局と協議しまして、まず現地を見ながら具体的な対策について検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

大橋委員

全く現地を知らないという状況の中でお答えいただき大変だったと思えますので、よろしくをお願いします。これで終わります。

委員長

以上をもって質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。